

新着情報をリアルタイムにお知らせしています!!



SNSのフェイスブックとX（旧：Twitter）に、左記のウェルネットなごやに新着記事を掲載したことをお知らせしています。

登録していただくと、新着記事が掲載されたことをリアルタイムに知ることができます。

ぜひ職員の方々にもお声かけいただき、フェイスブックやX（旧：Twitter）で、名古屋市障害者支援課を登録してください。

登録方法は下記のとおりです。

【フェイスブック】

※ フェイスブックのアカウントを持っていない方は「いいね！」ができません。次のURLを検索してください。

<https://www.facebook.com/ngy.shougaishashienka>

右のQRコードを読み込むと接続が簡単です。

「いいね！」をクリック（タップ）すると登録されます。



【X（旧：Twitter）】

次のURLを検索してください。

https://twitter.com/ngy_shoushi

右のQRコードを読み込むと接続が簡単です。

「フォローする」をクリック（タップ）すると登録されます



※新着情報にて、重要な通知等をアップしておりますので随時確認してください。

機関コンサルテーション事業

発達障害の方に対する知識・支援技術の向上のため、対応困難なケースを抱える事業所に対し、訪問型コンサルテーションを行います。事業所訪問、課題の整理、学習会を行った上で、事業所での支援方法について一緒に考え、問題解決や状態改善を目指します。

<対象となる機関>

名古屋市内の発達障害児者を支援する事業所

<申込方法>

1. お電話でご連絡ください。

電話番号:052-757-6140

・簡単な聴き取りをさせていただきます。

・コンサルテーションで対応する場合は、初回訪問の日程調整を行い、申込書を送付します。

(注) 相談内容によっては、講師派遣や他の関係機関をご案内する場合があります。

2. コンサルテーション申込書を記入し、電子メールかファックスで送ってください。

電子メールアドレス:links@kodomoseishonen.city.nagoya.lg.jp

ファックス番号:052-757-6141

<コンサルテーション内容>

事業所	事業所全体の知識・支援技術向上のため、ニーズを把握した上で全体学習会を行い、フォローアップ訪問を行います。
個別ケース	対象者の支援について、アセスメント情報の聴き取りを行った上で、支援方法の検討、助言、振り返りを繰り返し、状態改善を目指します。支援の前提として共通した知識が必須と考えるため、開始前に全体学習会を行います。

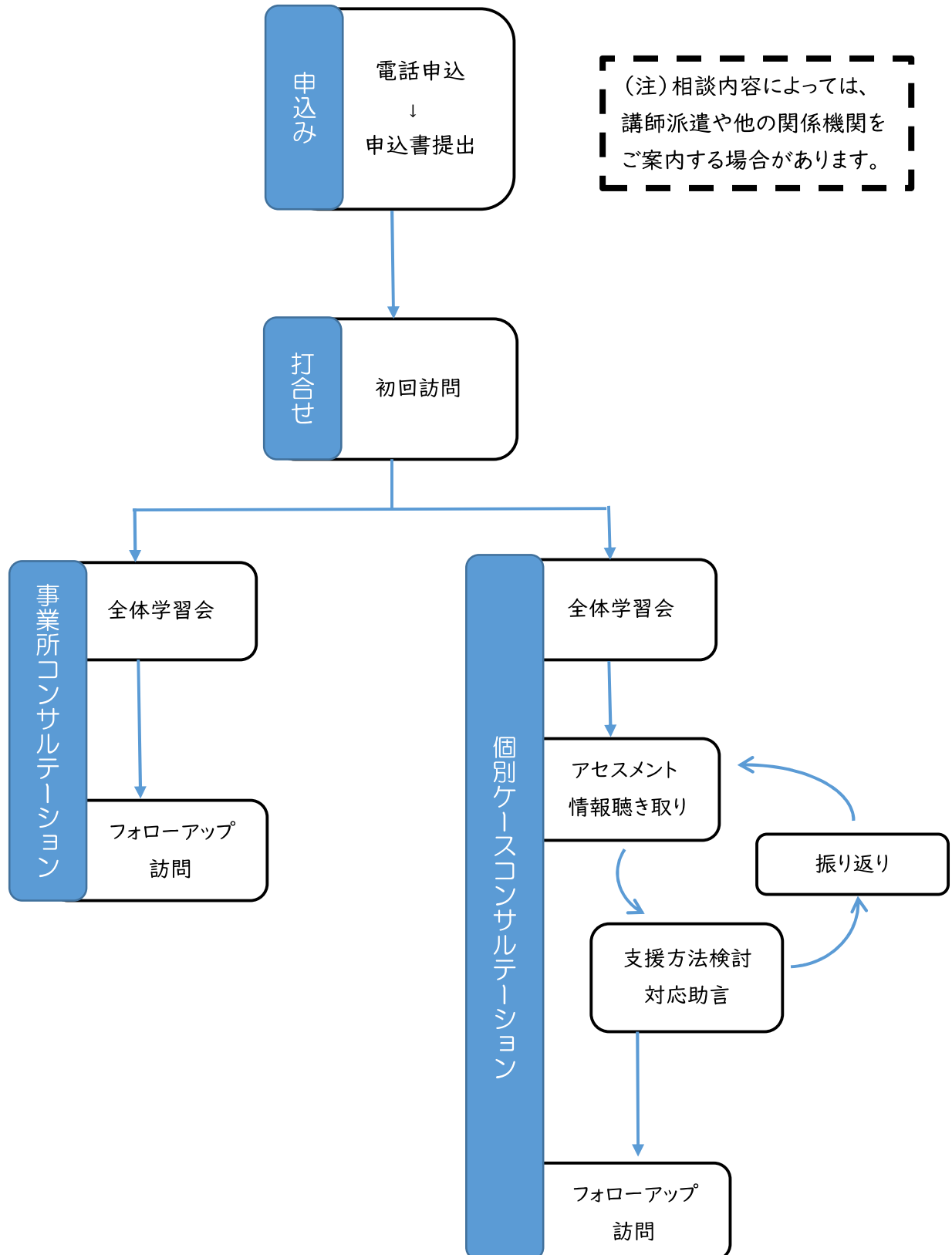
<重点領域>

強度行動障害	本市では、健康福祉局障害者支援課が成人対象の「名古屋市強度行動障害者支援事業」を実施しています。 当センターでは、18歳未満の方を対象に、強度行動障害の予防・軽減を目的としてコンサルテーションを行います。
触法障害者	発達障害の方が犯罪に巻き込まれる事例が増えています。意図せず加害者となってしまう事例も発生しています。事業所として何ができるのか、多職種連携のためにどう動いたらよいか、コンサルテーションを行います。 (注) 18歳未満の方に関しては、児童相談所で対応しています。

<その他>

担当者個人としてではなく、事業所の依頼としてお申し込みください。費用はかかりません。

コンサルテーションの流れ



職員研修・セミナーのご案内

本市では、障害児通所支援事業所等に所属する職員に対し、対人援助及び円滑な組織運営のための知識や専門的技術等を習得することにより職員の能力の向上を促すため、以下の研修・セミナーを実施しています。

研修の受託法人または名古屋市より各事業所へ開催案内を配布しますので、ぜひご活用ください。

高齢・障害福祉職員研修

研修内容	障害福祉関係業務に従事するにあたり、必要な知識・技術を習得するための研修
対象者	全事業所職員
※参考	令和5年度：7月～2月 (詳細については別添の令和5年度実施計画参照)

介護保険・障害福祉サービス事業所経営セミナー

内容	これからの介護・障害福祉人材の確保、育成のあり方と事業協同組合の活用方法
対象者	名古屋市内の事業所等を運営する法人の代表者
※参考	令和5年度：10月、2月の計2回実施

強度行動障害児支援者養成研修事業

研修内容	強度行動障害者の行動障害を軽減させ、安定した日常生活を送ることができるよう、適切な支援を行う職員の人材育成を目的とした研修
対象者	全事業所職員（受講料：1万円）
※参考	令和5年度：9月、3月の計2回実施

障害児通所支援事業新規参入者研修

研修内容	障害児福祉の制度、障害特性についての基礎的な研修
対象者	障害児通所支援事業を初めて実施する法人又は事業所の法人代表者もしくは事業所管理者等
※参考	令和5年度：11月、3月の計2回実施

障害児通所支援事業新規参入者等研修（初級研修）

研修内容	発達障害への理解を深め、障害児支援技術の向上を図り、障害児に対する支援の充実を図る研修
対象者	障害児通所支援事業所に勤務する経験 3 年以下の職員
※参考	令和 5 年度：2 月 実施

障害児通所支援事業新規参入者等研修（中級研修）

研修内容	事業者が障害児通所支援事業を実施する上で必要不可欠な障害児の特性や障害児通所支援の制度に関する理解を深めることにより、事業者が提供する障害児通所支援の質の向上に資することを目的と
対象者	障害児通所支援事業所に勤務する児童指導員等
※参考	令和 5 年度：3 月 実施

小児救急救命講習

研修内容	事業所での支援において、万一の時に適切な応急手当を行うための知識・技術を習得する
対象者	全事業所職員
※参考	令和 5 年度：7 月 実施

※新型コロナウイルス感染症の影響により、中止・延期等の措置が取られる場合がございますので、ご承知おきください。

(参考)令和5年度 名古屋市高齢・障害福祉職員研修事業 年間実施計画

研修体系区分	研修名	日時・場所	定員	対象	研修のねらい	講師	
高 齢 ・ 障 害 福 祉 職 員 向 け 共 通 研 修	新規採用者職員研修	新任職員基礎研修(高齢)	令和5年 7月19日(水) 10:00~16:00 名古屋市総合社会福祉会館	100	高齢関係事業所採用後1年未満	福祉従事者として必須である人権について学ぶとともに、受講者同士の協力の共有をおこなったり、新任職員の役割を理解し将来像を描くことで、職員として成長するための取り組み姿勢を学ぶ。また、先輩職員や受講者同士が日々の業務を行う上でのアドバイスや悩みを共有する機会とする。	名古屋人権擁護委員協議会 人権擁護委員 渡邊 紀久子 氏 社会福祉法人なごや福祉施設協会 職員の皆様
		新任職員基礎研修(障害)	令和5年 8月4日(金) 10:00~16:00 名古屋市総合社会福祉会館	100	障害関係事業所採用後1年未満		名古屋人権擁護委員協議会 人権擁護委員 岩田 竜司 氏 社会福祉法人名古屋ライトハウス 明和寮 主任 逆瀬川浩二 氏 戸田川グリーンヴィレッジ 生活支援員佐藤佳祐 氏
		対人援助技術研修	【1回目】令和5年 7月27日(木) 10:00~16:00 名古屋国際会議場 【2回目】令和5年12月20日(水) 10:00~16:00 名古屋国際会議場	各回 100	採用後3年未満	対人援助職として経験の浅い方々を対象とし、よりよい対人援助を実践するための基本的な知識・技術・態度を学ぶ。特に、支援が必要な人の人となりを理解し寄り添う「伴走型支援」のあり方を中心に、アセスメントや多職種連携の基本的な考え方を身につけていただくことをねらいとする。	社会福祉法人 半田市社会福祉協議会 事務局次長 コミュニティソーシャルワーカー 前山憲一 氏
		社会人としてのマナー研修	令和5年 7月14日(金) 10:00~16:40 オンライン研修	100	採用後1年未満	社会人として備えておくべき接遇・マナーの基礎知識、身だしなみや言葉遣い、コミュニケーションスキルやクレーム対応等を総合的に学び、利用者との良好な関係の構築を図るとともに、利用者満足度の向上を目指す。 ※研修内で30分ほど、高齢者及び障害者虐待防止法についての理解を図る研修を実施します。	日本接遇教育協会 阿部ふみ 氏
		福祉専門職としての接遇研修	令和5年 7月4日(火) 10:00~16:00 名古屋市医師会館	100	採用後1年未満	施設や事業所で障害をお持ちの方又は高齢等の利用者の方との接し方といった、福祉の現場に特化した接遇方法を演習を交えながら学び、利用者満足の向上を目指す。	よりそっと 代表 山本正子 氏
		介護記録研修	【1回目】令和5年 8月30日(水) 【2回目】令和5年10月11日(水) 10:00~16:00(両日とも) オンライン研修(両日とも)	各回 100	採用後3年未満	介護記録の意義や目的、重要性和サービス提供との関係性、活用方法について学び、演習では例題をもとに実際に介護記録を書き、介護職員として留意すべき記録の書き方、他者が読みやすい記録の書き方を学ぶことで、正確でわかりやすい情報の記録・共有ができるよう目指す。	名古屋柳城短期大学 准教授 介護福祉士 大崎千秋 氏
	中堅職員研修	スーパービジョン研修	【1回目】令和5年 9月13日(水) 名古屋市総合社会福祉会館 【2回目】令和6年 1月24日(水) オンライン研修 10:00~16:30(両日とも)	各回 80	概ね経験年数3~5年の職員	中堅職員が指導法のひとつであるスーパービジョンの理論、指導者であるスーパーバイザーと指導される者であるスーパーバイジーそれぞれの役割、実践法について学ぶことで、職場全体の対人援助職としての専門性を向上させ、利用者の処遇向上を目指す。	ソーシャルワーカーサポートセンター 名古屋(SSN) 代表 浅野正嗣 氏
		タイムマネジメント研修	令和5年11月9日(木) 10:00~16:00 オンライン研修	80	概ね経験年数3~5年の職員	効率的な時間の使い方を学ぶことで、利用者へのサービスの質を維持したまま、職員の負担の軽減や労働生産性の向上を目指す。	株式会社日本マネジメント協会 福島清誠 氏
		ファシリテーション研修	令和5年 9月25日(月) 10:00~16:40 名古屋市総合社会福祉会館	80	概ね経験年数3~5年の職員	ファシリテーターとしての役割やスキルを学ぶことで、会議の活性化かつ効率的な進行が実現できるよう目指す。 ※研修内で30分ほど、高齢者及び障害者虐待防止法についての理解を図る研修を実施します。	株式会社日本マネジメント協会 田中 宏幸 氏
		人権・倫理研修(中堅職員向け)	令和5年11月22日(水) 10:00~16:00 オンライン研修	80	概ね経験年数3~5年の職員	福祉従事者として身に着けておくべき人権や職業倫理について学び、職場での教育に取り入れてもらうとともに、他所属・他職種の受講者同士で日々の業務を行う上でのアドバイスや悩みを共有する機会とする。	株式会社イコール 代表取締役 小林知久 氏
		人材定着研修	令和5年12月15日(金) 10:00~16:40 オンライン研修	80	管理者・人事労務事務担当者	新型コロナ禍及び働き方改革の中での、心・金で多様な柔軟な働き方の実現、そのための職場環境や制度の整備、管理者の労務知識の向上から従業員の定着率向上を目指す。 ※研修内で30分ほど、高齢者及び障害者虐待防止法についての理解を図る研修を実施します。	平松朗務事務所 社会保険労務士 平松和子 氏
		労務管理研修	令和5年11月28日(火) 10:00~16:00 オンライン研修	80	管理者・人事労務事務担当者	組織のコンプライアンスについて考え、事例を交えて適切な労務管理の方法を学ぶことで、働きやすい職場環境の整備につなげる。	一般社団法人名古屋労働基準協会 企業内コンプライアンス教育推進室長 特定社会保険労務士 加藤豊 氏
管理者研修	メンタルヘルス研修	令和6年 1月26日(金) 10:00~16:00 オンライン研修	80	管理者・人事労務事務担当者	メンタルヘルスに関する知識を習得し、ストレスチェック制度の効果的な活用法や、新型コロナ禍での自身や部下へのメンタルヘルスカ・対策について考え、職員の能力を十分に発揮させられるよう目指す。	オフィス・イデア 特定社会保険労務士 上柳聡美 氏	
	人材育成研修	令和5年 8月21日(月) 10:00~16:40 オンライン研修	80	管理者・人事労務事務担当者	人材育成の基礎知識や職場内のチームリーダーの育成について学び、事業所内でのメンバーシップ、チームアプローチの向上を目指す。 ※研修内で30分ほど、高齢者及び障害者虐待防止法についての理解を図る研修を実施します。	高崎健康福祉大学 健康福祉学部 社会福祉学科 教授 永田 理香 氏	
	人権・倫理研修(管理者向け)	令和5年10月26日(木) 10:00~16:00 オンライン研修	80	管理者・人事労務事務担当者	管理者として身に着けておくべき人権や職業倫理について学び、利用者の処遇の向上を目指すとともに、他事業所等の受講者同士で日々の業務を行う上でのアドバイスや悩みを共有する機会とする。	株式会社イコール 代表取締役 小林知久 氏	
	会計基礎研修Ⅰ	【Aコース】令和5年 7月5日(水) 【Bコース】令和5年 7月8日(土) 10:00~16:00(両日とも) オンライン研修(両日とも)	各100	【Aコース】 会計事務担当者 【Bコース】 経営者・管理者	・Aコースは、簿記会計の役割とその基本的知識・重要性、貸借対照表・資金収支計算書・事業活動計算書の関係、作り方の基礎を学ぶ。 ・Bコースは、決算書の見方を具体例から学ぶとともに、自法人の決算書からポイントとなる指標を把握し、評価する。消費税のインボイス制度についての理解を深め、適切な対応を考える。電子帳簿保存法の内容を知る。	Aコース:税理士法人 田中・吉野会計 税理士 吉野仁 氏 Bコース:税理士法人 田中・吉野会計 税理士 吉野健子 氏	
	会計基礎研修Ⅱ	【Aコース】令和5年10月3日(火) 【Bコース】令和5年 9月30日(土) 10:00~16:00(両日とも) オンライン研修(両日とも)	各100	【Aコース】 会計事務担当者 【Bコース】 経営者・管理者	・Aコースは、社会福祉法人特有の会計処理、月次処理等の基礎を学ぶとともに財務諸表の見方・経営改善のポイントを把握する。 ・Bコースは、業務を客観的に分析・再評価し、生産性向上についてのイメージ作りを行う。経営戦略に基づく事業運営を行うための基礎を学ぶ。		
	予算・決算対策研修	【Aコース】令和5年12月8日(金) 【Bコース】令和5年12月9日(土) 10:00~16:00(両日とも) オンライン研修(両日とも)	各100	【Aコース】 会計事務担当者 【Bコース】 経営者・管理者	・Aコースは、社会福祉法人会計基準に則った決算処理や予算作成のポイント及び作成の実務について学ぶ。 ・Bコースは、社会福祉法人の予算・決算と事業計画について学ぶ。法人が合併する場合の手続きの流れを理解する。		

研修体系区分	研修名	日時・場所	定員	対象	研修のねらい	講師
高年齢・障害福祉職員向け共通研修	介護技術研修 (体位変換・移乗)	令和5年12月14日(木) 10:00～16:00 日本福祉大学中央福祉専門学校	40	高齢・障害福祉関係業務従事者	ボディメカニクス等の基礎知識と実技演習により職員の介護技術を向上させ、腰痛予防と利用者の身体に負担の少ない体位変換・移乗の実現を目指す。	日本福祉大学中央福祉専門学校 介護福祉士科学科長 板部美紀子氏 介護福祉士科専任教員 高木直美氏
	介護技術研修 (入浴介助)	令和5年8月25日(金) 10:00～16:00 日本福祉大学中央福祉専門学校	40	高齢・障害福祉関係業務従事者	入浴介助の目的や器具等の使い方を学び、実際に入浴体験して利用者の気持ちを感じることで、利用者への心・全なサービスの提供の実現を目指す。	日本福祉大学中央福祉専門学校 介護福祉士科専任教員 高木直美氏 介護福祉士科学科長 板部美紀子氏
	精神障害研修	【1回目】令和5年7月24日(月) 【2回目】令和5年12月5日(火) 名古屋市医師会館(両日とも) 10:00～16:00(両日とも)	各100	高齢・障害福祉関係業務従事者	障害特性や原因、関わり方について学ぶとともに、当事者やご家族を招いて、本人たちの取り巻く環境や症状、ニーズを直接感じてもらう。	社会福祉法人親愛の里 中村区障害者基幹相談支援センター センター長 関戸久美子氏 名古屋市精神障害者家族会連合会 ご家族の皆様 特定非営利活動法人「名古屋サーティーン」 代表理事 河合俊光氏 および当事者の皆様
	医療基礎知識研修 (高齢)	令和5年8月24日(木) 10:00～16:00 オンライン研修	60	高齢関係事業所職員	高齢者福祉施設において、利用者・医療機関との関わりの中で必要となる、医療基礎知識や連携を円滑にする方法を学ぶ。	一般財団法人名古屋治療サービス事業団 名古屋市中・東訪問看護ステーション 所長 中村美喜氏
	医療基礎知識研修 (障害)	令和6年1月18日(木) 10:00～16:00 オンライン研修	60	障害関係事業所職員	障害福祉施設において、利用者・医療機関との関わりの中で必要となる、医療基礎知識や連携を円滑にする方法を学ぶ。	一般財団法人名古屋治療サービス事業団 名古屋市中・東訪問看護ステーション 所長 中村美喜氏
	薬学基礎知識研修	令和5年10月30日(月) 10:00～16:40 オンライン研修	100	高齢・障害福祉事業所職員	薬の服薬管理に関する基礎知識及び副作用や相互作用、注意点について学ぶことで、利用者の全の向上を目指す。 ※研修内で30分ほど、高齢者及び障害者虐待防止法についての理解を図る研修を実施しますので、終了時間が異なります。	名古屋市薬剤師会 近藤満里子氏
	防災研修	令和6年1月31日(水) 10:00～16:40 名古屋市総合社会福祉会館	80	経営者・管理者等	自然災害の多発や、新型コロナウイルス感染という新たな脅威がある中、今までの防災対策に加え、Withコロナの時代での防災について考え、適切な防災体制づくりを目指す。 ※研修内で30分ほど、高齢者及び障害者虐待防止法についての理解を図る研修を実施します。	NPO法人 愛知県防災士会 理事 小塚達也氏
	権利擁護研修	【1回目】令和5年8月18日(金) 【2回目】令和6年2月19日(月) 10:00～16:30(両日とも) オンライン研修(両日とも)	各100	高齢・障害福祉事業所職員	判断能力が低下した方の権利を守るための成年後見制度や障害者差別・虐待についての基礎知識や関係機関とその役割などを学び、権利擁護の理解の向上を目指す。	名古屋市社会福祉協議会 権利擁護推進部 職員
	アンガーマネジメント研修	令和5年9月11日(月) 10:00～16:00 名古屋市総合社会福祉会館	100	高齢・障害福祉事業所職員	怒りや悲しみ等の感情をコントロールし、状況を客観的に見るための方法を学ぶことで、衝動的に感情が高まって自身で沈静化し適切に対処できる力の向上を目指す。	日本マネジメント協会 香山 由紀氏
	地域共生社会研修	令和5年11月13日(月) 10:00～16:00 オンライン研修	100	高齢・障害福祉事業所職員	地域共生社会についての基礎知識及び実現に向けての高齢・障害・障害児の施設や事業所での関わり方や取り組み方、事例等について学ぶ。	日本福祉大学中央福祉専門学校 校長 長岩 嘉文氏
	排泄ケア研修	令和5年10月17日(火) 10:00～16:00 名古屋市医師会館	100	高齢・障害福祉事業所職員	排泄ケアの意義やおむつの果たす役割と上手な使い方を学ぶとともに、実技演習を通して排泄介助の負担軽減等、スキルの向上を目指す。	よりそっと 代表 山本正子氏
	ターミナルケア研修	令和5年11月27日(月) 10:00～16:40 名古屋市総合社会福祉会館	100	高齢・障害福祉事業所職員	ターミナル期の利用者に対して、本人や家族が望む最後を迎えるために、プロとしてどのような支援ができるのか、また心構えや家族・職員のケアについて学ぶ。 ※研修内で30分ほど、高齢者及び障害者虐待防止法についての理解を図る研修を実施します。	元気がでる介護研究所 代表 高口光子氏
	普通救命研修	【1回目】令和5年8月3日(木) 【2回目】令和5年8月3日(木) 【3回目】令和5年9月19日(火) 【4回目】令和5年9月19日(火) 【5回目】令和5年12月4日(月) 【6回目】令和5年12月4日(月) 各回の時間は右記の通り 名古屋市医師会館(全日)	各30	高齢・障害福祉事業所職員	心肺蘇生法や止血法といった応急手当の知識・技術やAEDの使用法について学び、緊急時に対応できる人材を育成する。(6回とも同一内容) 【1回目】【3回目】【5回目】は午前コース 9:30～12:30 【2回目】【4回目】【6回目】は午後コース 13:00～16:00	応急手当研修センター 指導員
	ICT活用による業務効率化研修	【1回目】令和5年7月12日(水) 【2回目】令和6年1月25日(木) 10:00～16:00(両日とも) オンライン研修(両日とも)	各100	高齢・障害福祉事業所職員	福祉の職場でのICTを活用した業務効率化方法や事例等を学び、業務負担の軽減とともに働き方改革の実現を目指す。	株式会社イコール 代表取締役 小林知久氏
	感染症対策研修	【1回目】令和5年7月25日(火) 【2回目】令和5年10月6日(金) 10:00～16:00(両日とも) オンライン研修(両日とも)	各100	高齢・障害福祉事業所職員	感染対策の基本となる手指衛生、環境衛生、ワクチンなどについて現状を振り返り、学びなおす。新型コロナウイルスの感染伝播の状況を捉え、高齢・障害福祉事業所における基本的な感染対策を学習する。インフルエンザ、ノロウイルスなどの健康被害を及ぼす感染症に対して、適切な感染予防と発症時の迅速な対処について学習する。	浜松医科大学 医学部看護学科 教授 坂脇浩氏
	SDGs研修	令和6年2月9日(金) 10:00～16:40 オンライン研修	100	高齢・障害福祉事業所職員	SDGsについての基礎知識や、事例とともに施設や事業所でのような取り組みができるか、また取り組み方法を考える。 ※研修内で30分ほど、高齢者及び障害者虐待防止法についての理解を図る研修を実施します。	一般社団法人ローカルSDGsネットワーク 木下聡氏

研修体系区分	研修名	日時・場所	定員	対象	研修のねらい	講師	
障害福祉職員向け研修	分野別研修	障害福祉制度研修	令和5年9月7日(木) 10:00～16:00 オンライン研修	100	障害者(児)支援関係業務従事者	障害者総合支援法や障害者虐待防止法、差別解消法など制度策定までの時代背景等の基礎知識を学ぶとともに、利用者を支援するにあたっての姿勢を振り返る機会とする。	椛山女学園大学 人間関係学部 人間関係学科 教授 手嶋雅史 氏
		強度行動障害研修	令和5年9月14日(木) 10:00～16:00 オンライン研修	100	障害者(児)支援関係業務従事者	強度行動障害の特性に配慮した支援法を学ぶことで、自傷・他害行為を減らし、虐待の防止といった利用者の処遇の向上を目指す。	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 職員の皆様
		知的障害研修	令和5年11月16日(木) 10:00～16:00 オンライン研修	100	障害者(児)支援関係業務従事者	知的障害の特性について理解を深めるとともに、当事者のニーズに基づくそれぞれに合った支援方法を学び、職員のスキル向上を目指す。	長野県北信圏域障害者生活支援センター所長 日本相談支援専門員協会 顧問 相談支援専門員 福岡寿 氏
		発達障害研修	令和5年8月31日(木) 10:00～16:00 名古屋市医師会館	100	障害者(児)支援関係業務従事者	発達障害の特性及び行動の見方や目的、アセスメントについて学ぶことで、どのような支援が必要かを判断する能力等、職員のスキル向上を目指す。	アイズサポート 代表 伊藤久志 氏
		放課後等デイサービス研修	【2日受講】令和5年9月5日(火) 令和5年9月6日(水) 10:00～13:00(両日とも) オンライン研修(両日とも)	100	障害児支援関係業務従事者	放課後等デイサービス事業の成り立ち等の背景や職員として必要な視点を確認するとともに、他機関との連携、利用者及び家族との関わり方や支援方法を学び、職員のスキル向上を目指す。	NPOあいち障害者センター 理事長 近藤直子 氏
	職種別研修	サビ管・児発管のための個別支援計画作成研修	【1回目】令和5年9月27日(水) 名古屋総社会福祉会館 【2回目】令和5年11月8日(水) オンライン研修 10:00～16:00(両日とも)	各100	サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者	制度の最新情報及び今後の動向を把握するとともに、利用者の「望み」「生活」を支援するためにサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者としてどのような視点が必要かを学び、計画作成スキル及び利用者へのサービス向上を目指す。	日本福祉大学 社会福祉学部 社会福祉学科 教授 木全和巳 氏
		障害児支援基礎研修	令和5年11月17日(金) 10:00～16:00 名古屋総社会福祉会館	100	障害児支援関係業務従事者	障害児支援の基本理念や児童の発達段階に応じた支援方法や保護者との関わり方、障害児個別支援計画に基づく適切な支援について学ぶことで、障害児支援の質の向上を目指す。	名古屋キリスト教社会福祉会館 加藤淳 氏 あさみどりの会 山本智恵 氏 他
		サービス等利用計画作成研修	令和6年2月15日(木) 10:00～16:00 名古屋総社会福祉会館	50	相談支援専門員	サービス等利用計画作成の意義について理解し、アセスメント、目標設定していく過程を学び、事例検討を通して利用者特性を理解したマネジメント技術を高めることを目指す。	特定非営利活動法人 愛知県相談支援専門員協会 代表理事 鈴木康仁 氏
		相談支援技術研修	令和6年2月5日(月) 10:00～16:00 名古屋総社会福祉会館	50	相談支援専門員	一人一人のニーズから支援を組み立てるため、ソーシャルワークアセスメントのために欠かせない面接技法を学ぶ。また、ニーズ主導アセスメントを演習を通して経験することで、現場で実践できるアセスメントスキルの向上を目指す。	日本福祉大学 社会福祉学部 社会福祉学科 教授 大谷京子 氏
		グループホーム世話人等研修	令和6年1月17日(水) 10:00～16:00 オンライン研修	40	グループホーム世話人等	グループホームの基礎知識を学び、事例検討を通じて、利用者が、全て、心できる地域やホームなどの環境づくりについて、考えるとともに、世話人同士の情報共有・問題の解決法等話し合う機会とする。	愛知県グループホーム整備促進支援制度支援コーディネーター 前社会福祉法人あさみどりの会 グループホーム統括主任 丹下靖 氏
		就労支援研修	令和5年11月6日(月) 10:00～16:00 名古屋総社会福祉会館	60	就労支援事業所従事職員	認知行動療法のひとつである、SST(ソーシャル・スキルズ・トレーニング)を学ぶことで、社会生活上で様々な困難を抱える人たちの自己対処能力を高め、自立を支援する技術の習得を目指す。	同朋大学 社会福祉学部 教授 社会福祉学科長(社会福祉専攻) 精神保健福祉士 吉田みゆき 氏

社会福祉施設等の耐災害強化対策

(耐震補強整備及びブロック塀等補強・改修整備)について

令和2年12月11日に閣議決定された国の『防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策』に基づき、引き続き社会福祉施設等の耐震化対策や安全性に問題のあるブロック塀等の補強・改修整備が求められています。

社会福祉施設等の耐震化

■新耐震基準施行(昭和56年6月1日)以前に建築された建物のうち、建築基準法に基づく耐震基準を満たしていない建物については、耐震補強整備など、必要な対策の検討を行っていただきますようお願いいたします。

■賃貸等で建築年度や耐震補強の実施状況が不明な場合は、家主等に確認するなどし、把握に努めてください。

安全性に問題のあるブロック塀等の補強・改修整備

■『ブロック塀等の点検基準』(次頁)を参考に安全点検を実施してください。

■点検の結果、安全性に問題があるブロック塀等については、速やかに付近通行者への注意表示などを行ってください。併せて、補強・改修整備など、必要な対策の検討を行っていただきますようお願いいたします。

国庫補助制度等の活用について

■耐震補強整備やブロック塀等の補強・改修整備は、国庫補助制度の対象となります。補助協議を検討される場合は、お早めに子ども福祉課子ども発達支援係 電話：052-972-3187)までご相談ください。

◆国庫補助制度を活用した本市の補助制度について(令和4年度整備協議分)

〔耐震補強整備〕

対 象：新耐震基準施行(昭和56年6月1日)以前に建築された建物における地震防災対策上必要な耐震補強整備

補助率：国 1/2、市 1/4、法人 1/4 (予定)

〔ブロック塀等補強・改修整備〕

対 象：安全点検の結果、問題のあるブロック塀の工事を伴う補強・改修整備で、総事業費 300 千円以上のもの

補助率：国 1/2、市 1/4、法人 1/4 (予定)

住宅都市局の助成制度について

■名古屋市住宅都市局においても、耐震化やブロック塀の撤去に関する以下の助成制度があります。ご活用ください。

〔耐震化関係〕

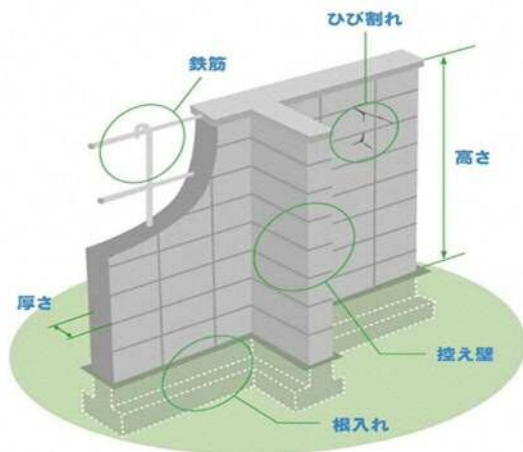
- ・耐震相談員派遣制度、耐震診断の助成、耐震改修工事の助成など
(※事業所の建物構造等により対象とならない場合もあります)

〔ブロック塀の撤去〕

- ・道路に面する高さ 1m 以上のブロック塀等の撤去に対する助成

【問い合わせ先】住宅都市局耐震化支援室（市役所西庁舎 3F） 電話：052-972-2787

(参考)ブロック塀等の点検基準



一般的なブロック塀の図

(出典：パンフレット「地震からわが家を守ろう」
日本建築防災協会 2013. 1 より一部改変)

区分	点検基準	
組積造 ※れんが造、石造、鉄筋のない コンクリートブロック造	高さ	1.2m以下であること
	厚さ	壁頂までの距離の 1/10 以上であること
	控え壁	4m以下ごとに塀の厚さの 1.5 倍以上突出した控え壁があること
	基礎	基礎があること
	亀裂など	亀裂、傾き、ぐらつきなどがないこと
補強コンクリートブロック造	高さ	2.2m以下であること
	厚さ	10 cm以上あること（高さ 2m超の場合は 15 cm以上）
	控え壁	3.4m以下ごとに塀の高さの 1/5 以上突出した控え壁があること
	基礎	コンクリートの基礎があること
	亀裂など	亀裂、傾き、ぐらつきなどがないこと
	上記の調査で問題があった場合	(設計図等やブロックの一部取外し等により確認) ・鉄筋の接合方法、モルタルの充填状況は建築基準法施行令（以下「令」という。）第62条の6に照らして適切か。 ・鉄筋のピッチ及び定着状況は、令第62条の8に照らして適切か。 ・基礎の根入れ深さは、令第61条又は第62条の8に照らして適切か。

令和6年度に予定されている補助事業は以下のとおりです。
詳細につきましては、後日改めてご案内いたします。

保育所等の防犯対策強化整備事業補助について（概要）

1 施策の目的

保育所等における防犯対策を強化するため、非常通報装置・防犯カメラ設置や外構の設置・修繕など必要な安全対策を講じるもの。

2 対象事業

次に掲げる整備等、保育所等の防犯対策を強化する工事を対象とする。

① 門、フェンス等の外構の設置、修繕

門、フェンス等の外構の設置、修繕等を行うための整備

② 非常通報装置等の設置

警察機関への非常通報装置等を設置するための整備

（対象工事の例示）

- ・110番直結非常通報装置を設置する工事
- ・カメラ付きインターホンを設置する工事
- ・防犯カメラを設置する工事
- ・人感センサーを設置する工事
- ・その他、保育所等の安全管理に必要なもの

保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援について（概要）

1 施策の目的

パーテーション・簡易扉・簡易更衣室等の設置による子どものプライバシー保護や保護者からの確認依頼等に応えるためのカメラによる支援内容（保育の実践記録等）の記録などを通じ、設備に置ける性被害防止対策を支援するもの。

2 施策の内容

性被害防止対策を図るためのパーテーション、簡易扉、簡易更衣室及びカメラ、人感センサーライト等の設備の購入や更新を行う事業。

事業主のみなさま
ご存じですか？

使わないと
もったいない！！



ハローワーク 人材確保・就職支援 コーナー

福祉・建設・警備・運輸関係に特化した人材を
募集したい関係事業主の方のためのコーナーです。



福祉

介護/看護/保育



建設

電気/工事/土木等



警備



運輸



こんな時にオススメ!



就職支援コーディネーターの担当職員が
求人への充足に向けたプランを作成したり、
職場環境の魅力のアピールする方法について
アドバイスします。



- ☆ 事業所訪問等、求人条件の見直し等の求人充足支援
- ☆ 事業所見学会や就職面接会等の開催を通じた、マッチング支援

ハローワーク名古屋東

〒465-8609
名古屋市名東区平和が丘1-2
TEL 052(774)1115(代表)
部門コード 32#

ハローワーク名古屋中

〒460-0860
名古屋市中区錦2丁目14-25
ヤマイチビル3階
TEL052(855)3740 (代表)
部門コード 48#

ハローワーク名古屋南

〒456-8503
名古屋市熱田区旗屋2-22-21
TEL : 052 (681)1211
部門コード46#

ハローワーク一宮

〒491-8509
愛知県一宮市八幡4-8-7
一宮労働総合庁舎内
0586 (45) 2048

なごや人材サポートデスク
名古屋市内の中小企業対象

ご利用
すべて
無料

人材確保・定着

相談窓口のご案内

企業相談員がお悩みの課題整理から

解決提案まで総合的なアドバイスを行います！

採用方法 応募者を増やしたい、
欲しい人材を採用したい

社員育成 社員の定着率や
モチベーションを向上したい

広報手法 自社の魅力が分からない、
発信先を増やしたい

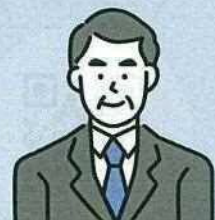


ご利用企業様の声

相談窓口をご利用になられた
企業様の声をご紹介します。



課題の抽出と対策に対し事例も出していただいたのでわかりやすかった。
また、具体的な改善提案を資料とともに示していただき大変良かった。



企業・経営理念、ビジョンの見直しなど、経営者として考えるべき点を改めて認識させられました。社内の理解を得る意味でも、まとめていただいた提案資料を活用したい。

まずはお気軽に ご相談ください！

なごや人材サポートデスク(相談窓口)では、人事経験のある相談員が、採用活動や社員定着など人材確保に関する様々なお悩みなどヒアリング。課題発掘から解決提案までアドバイスを行います。

また提案後にはアフターフォローも行い、新たな課題の解決を支援します！

なごや人材サポートデスク

詳細は裏面をチェック! >>>>>>

個別相談ご利用の流れ

① 申込・予約

メールやお電話などで申込をしていただき登録。
その後、面談日時の調整をいたします。

② 課題共有

対面もしくは、WEBにて企業相談員が
面談を実施。現状把握、課題の抽出と共有を
行います。必要に応じ、現状把握のため、
企業訪問を実施。

面談時間：1時間程度（1回）

③ 課題解決の提案

課題を整理し、
課題解決に向けた
対策を提案。



面談時間：1時間程度（1回）

④ 3ヶ月・6ヶ月後の アフターフォロー

課題解決の提案後、
取組状況の確認を行い、
新たな課題整理と
解決策を提案。



支援メニュー

[個別相談]

採用、広報、定着、人材育成、待遇など
「人材確保」に関するお悩みに対し、企業相談員が
課題を整理し、解決策を提案します。
専門的な分野に関しては、関係機関をご紹介します。

[人材確保支援セミナー]

採用力向上、自社の魅力発掘、
人材育成など人材確保に
関するセミナーを開催し、
課題解決を支援します。



[企業の魅力発信]

なごやジョブ
サポートセンターHPに
相談窓口利用企業の
魅力を掲載して、
就活中の学生や
求職者に広くPRし、
魅力発信を支援します。



※掲載にあたり、文案の作成、承諾事項の確認を行っていただきます。

利用申込み・ご予約・お問い合わせはこちらまで



なごやジョブ サポートセンター なごや人材サポートデスク

【開所時間】 月曜日～金曜日 9:00～17:00

休館日/土曜日・日曜日・祝日

※その他夏季、年末年始など休館日あり

【住所】 〒464-0856 名古屋市千種区吹上二丁目6番3号 名古屋市中企業振興会館6階
(なごやジョブサポートセンター内)

【アクセス】 地下鉄吹上駅下車 徒歩5分

※公共交通機関をご利用ください。中小企業振興会館駐車場は有料(30分200円)です。

予約・お問い合わせ
TEL

052-733-2112 予約制

MAIL

jinjaikakuho758@os.tempstaff.jp

なごや就職
応援ナビ



●ご登録いただいた個人情報については、「なごや人材サポートデスク」に係る目的にのみ使用し、他の目的には使用いたしません。●「なごや人材サポートデスク」は、名古屋市がパーソルテンプスタッフ(株)に委託して実施しています。

なごや人材
サポートデスクHP

「人材確保への道！」開設！

こちらからも
アクセス！

なごや人材サポートデスクの利用企業(採用担当者)の声、
課題解決の取組事例、セミナーなどの情報が満載！是非ご覧ください！

<https://nagojob.nagoya>



障害福祉サービス費等の 請求について

令和6年3月

愛知県国民健康保険団体連合会

介護福祉部 障害福祉課

目 次

- | | |
|---------------------|-------|
| 1. 請求及び支払について | …P.3 |
| 2. 照会の多いエラーについて | …P.21 |
| 3. 過誤申立（取下げ依頼）について | …P.25 |
| 4. 銀行口座の変更について | …P.29 |
| 5. 「請求関連資料」等の掲載について | …P.31 |

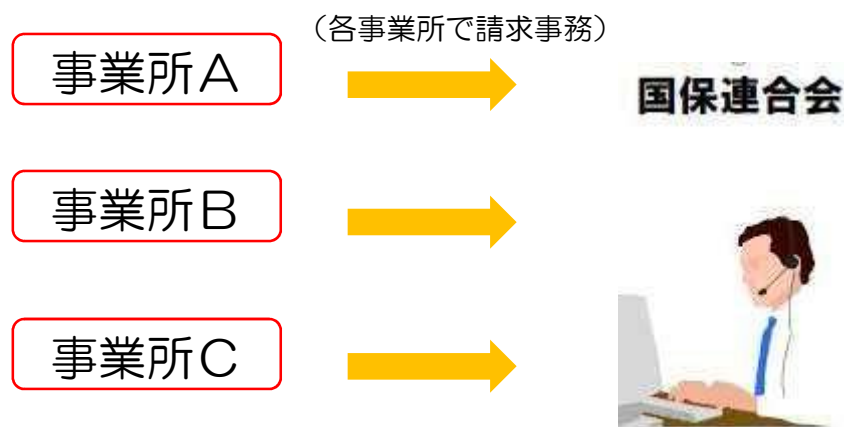
● 代理人請求と事業所単位の請求について

代理人請求とは、介護保険、または障害者総合支援における介護給付費等の請求事務を、代理人が事業所に代わって行うことです。

(代理人請求のイメージ図)



(事業所単位の請求のイメージ図)



- 代理人請求を行う場合、事業所は代理人へ請求事務を委任し、代理人は事業所から委任された請求事務を行うため、国保連合会へ「代理人情報申請」を行います。
- 代理人申請を行った代理人は、毎月、事業所に代わって請求事務を行い、支払額決定通知書等の通知書を取得し、事業所に渡します。
- 代理人を行った場合、事業所は、「請求/状況照会/通知文書の取得」処理は出来ません。

● 請求時のパスワード等について

ID・パスワード	使用目的	入手方法	パスワード変更	有効期限	備考
テストID・パスワード (TJ~)	・電子請求受付システムホームページにログイン ・テスト送信	レターパックに同封	必要	180日間	3回間違えるとロックがかかる
本番用ID・パスワード (HJ~)	・電子請求受付システムホームページにログイン ・請求データの送信、取下げ ・通知書類の取得	「請求及び受領に関する届」提出後に郵送	必要	180日間	3回間違えるとロックがかかる
証明書発行用パスワード	電子証明書の発行申請、ダウンロード	レターパックに同封 (テストIDと同じ書類に記載)	不要	—	
簡易入力システム ログインパスワード	簡易入力システムにログイン	初期設定は「0000」	任意	—	
取込送信システム ログインパスワード	取込送信システムにログイン	初期設定は「0000」	任意	—	

※テストID、本番用IDパスワードは、必ず仮パスワードから任意のパスワードに変更してください。

パスワードがわからなくなってしまった場合

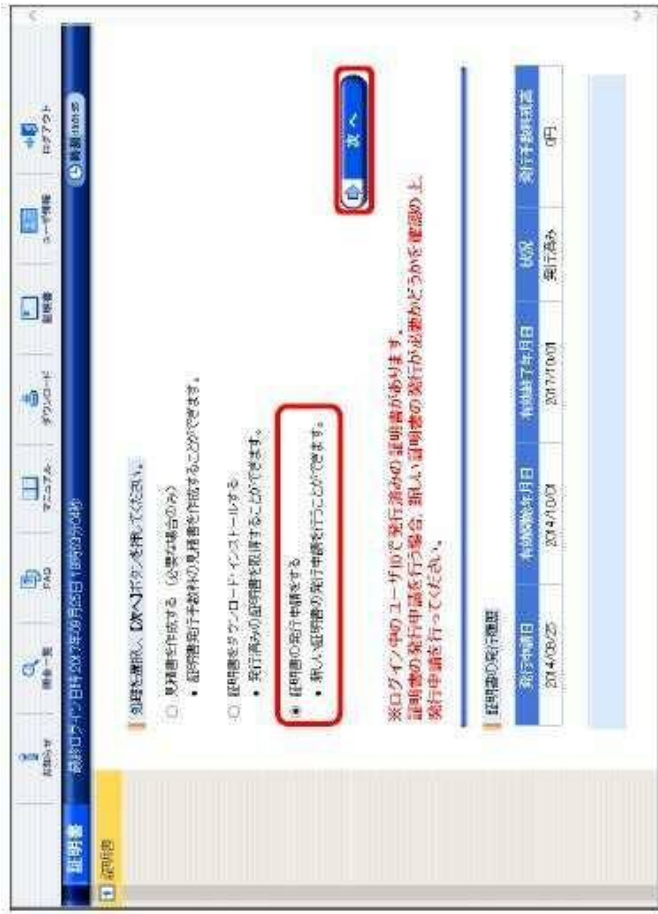
- ・テストID、本番用IDパスワードについては仮パスワードを再発行しますので、国保連合会にご連絡ください。仮パスワードは原則郵送でのお届けになります。
- ・証明書発行用パスワードは電子請求受付システムホームページより再発行できます。以前のパスワードで申請した証明書のダウンロードはできませんので、新たに証明書を発行申請する必要があります。（別途発行手数料がかかります）

電子証明書の発行申請及びインストールを行う場合

証明書発行用パスワードが必要となります。そのため、証明書発行用パスワードを紛失し、電子証明書の発行申請及びインストールを行うことができなくなってしまった場合、証明書発行用パスワードを再発行する必要があります。再発行を行う前に、まずは国保連合会から送付された「電子請求登録結果に関するお知らせ」がお手元にあるか確認してください。「電子請求登録結果に関するお知らせ」を紛失してしまった場合は、電子請求受付システムにログインし以下の手順にて再発行を行います。



《メインメニュー》より  をクリックします。

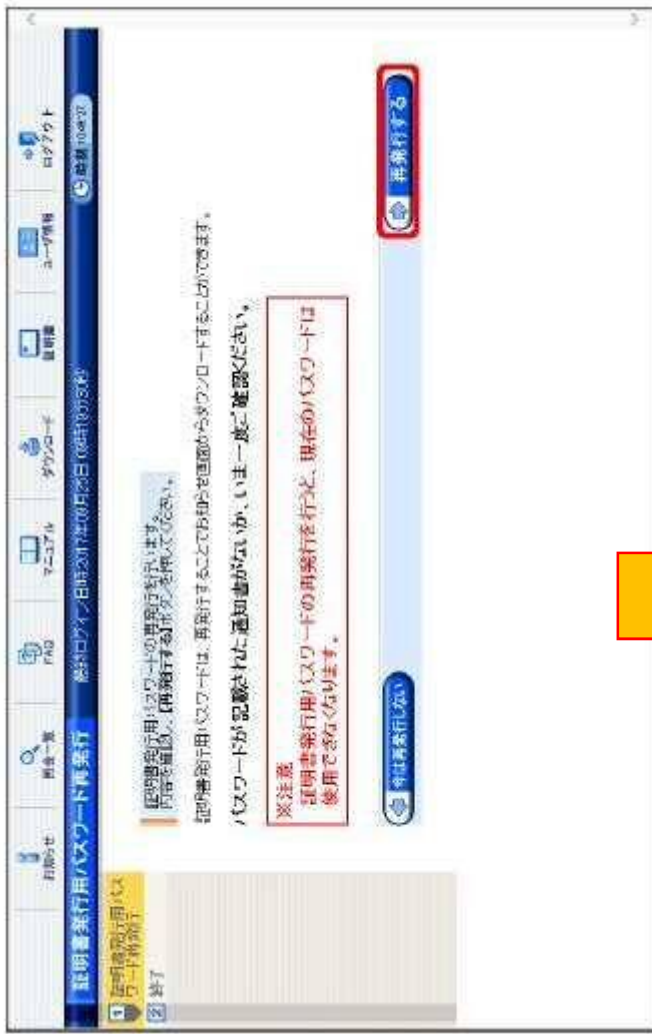


【証明書】画面より[証明書]の発行申請をするの  をクリックし、 をクリックします。

【証明書発行用パスワード入力】画面が表示される




【証明書発行用パスワード入力】画面で  をクリックします。



確認した結果、通知文書を紛失してしまった場合、 をクリックします。

【証明書発行用パスワード再発行】画面が表示されるので、証明書発行用パスワードの再発行を行う場合、内容をよく読み確認したうえで  をクリックします。



【証明書発行用パスワードが再発行されました。】と表示されるので、内容を確認し、 をクリックします。

● 送信済データの取下げについて

請求データ送信後、誤り等に気づき、修正したデータを再度送信したい場合、送信済データの取下げを行う必要があります。送信済データの取下げは、時期によって対応方法が異なります。対応方法については以下のとおりです。

<p>当月請求分</p>	<p>請求期間内 (1～10日)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 送信済データを取下げしてから修正データを送信してください。 <u>事業所のパソコンから取下げを行います。</u> 取下げ方法は ⇒P.10「請求期間内の取下げについて」へ
<p>前月までの請求分 (返戻になっていないもの)</p>		<p>市町村に過誤申立を行ってください。 ⇒P.25「3.過誤申立（取下げ依頼）について」へ</p>

※当月請求分における11日以降の取下げ及び修正は行えません。
翌月第1営業日の返戻等一覧表を確認し、前月までの請求分と同様に過誤申立を行ってください。

● 請求期間内の取下げについて

電子請求受付システムデータ受付時の仕様について

①同じ「市町村番号・受給者番号・サービス提供月」のデータを2回送信した場合

- 1回目に受付（送信）したデータを正当データとして扱い、当該データにて審査・支払を行います。
- 2回目に受付（送信）したデータは重複請求で返戻（エラーコード：ECO1）となります。

※2回目のデータが正当(1回目のデータが誤り)である場合、1回目の送信データを取下げしてください。

②市町村番号・サービス提供月が同じで受給者番号が異なるデータを2回送信した場合

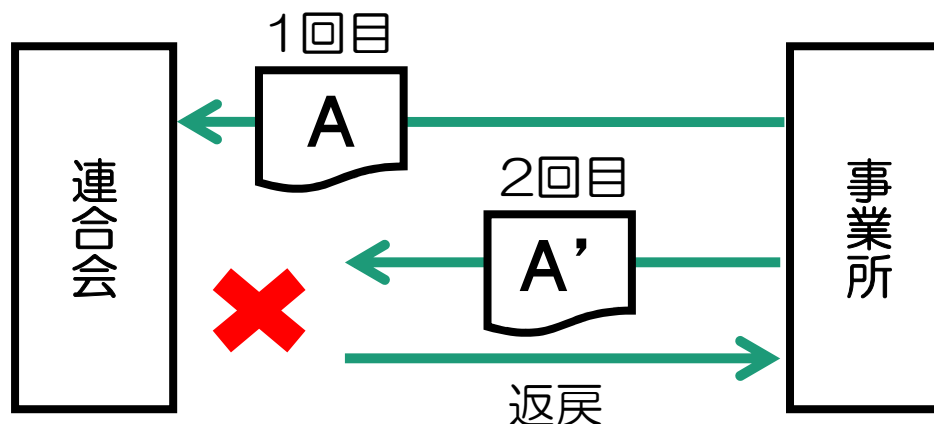
- 別データのため、複数回に分けてデータ送信していただいて問題ありません。

※同一の市町村番号・サービス提供月の請求書が2回送信された場合、2回目送信の請求書のみが重複請求で返戻となります。こちらに関しては、再請求する必要はありません。
(明細書データに基づき審査支払いを行うため。)

③市町村番号・受給者番号が同じでサービス提供月が異なるデータを2回送信した場合

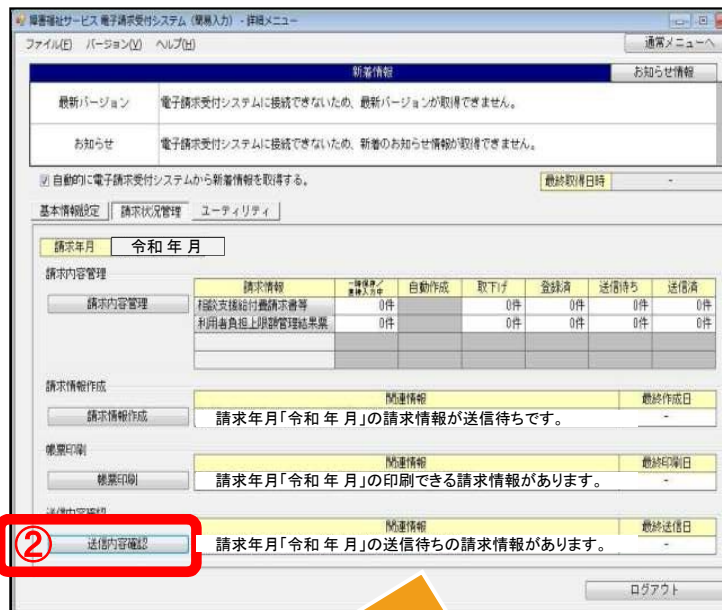
- 別データのため、複数回に分けてデータ送信していただいて問題ありません。

①の場合のフロー図

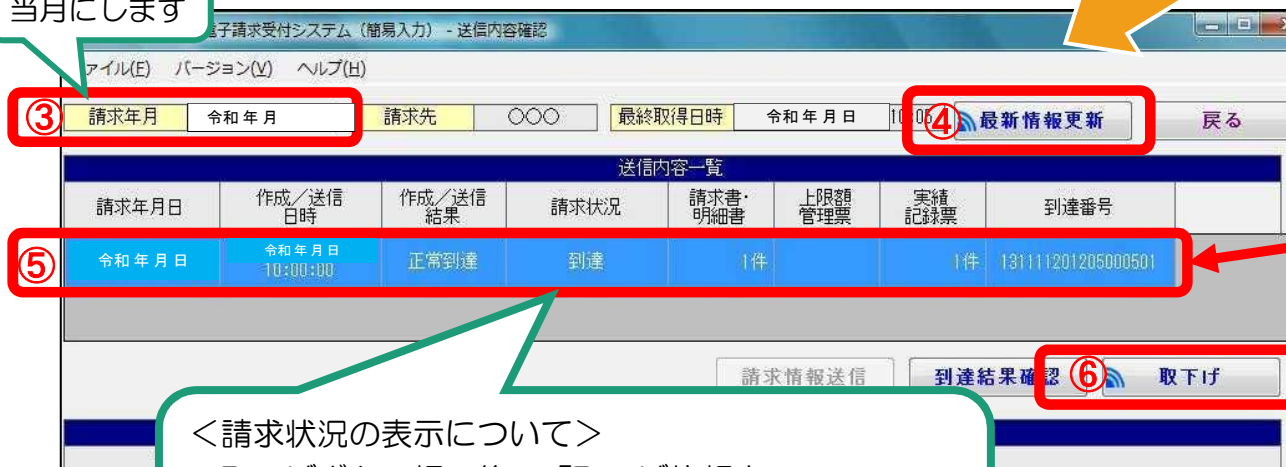


◆請求システムから取下げを行う場合

【簡易入力システムでの取下げ方法】



請求年月を
当月にします

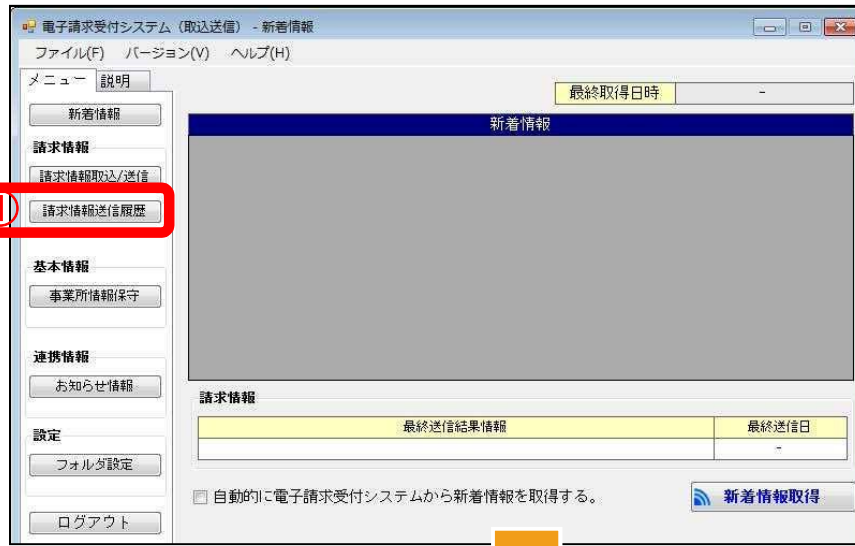


取下げたい
データを選択

<請求状況の表示について>

- 取下げボタン押下後→「取下げ依頼中」
- (「取下げ依頼中」が表示されてから約5分後)
- 最新情報更新ボタン押下→「取下げ済み」

【取込送信システムでの取下げ方法】



請求年月を
当月にします

請求年月 令和 年月

請求先 東京都

最新情報更新

最終取得日時 令和 年月 日 10:00

請求年月日	送信日時	請求状況	請求書・ 品目数	上限額 管理費	実績 記録費	到達番号
令和 年月 日	令和 年月 日 12:00:00	連合会到達	2件			198998201205009502

取下げたい
データを選択

到達結果確認

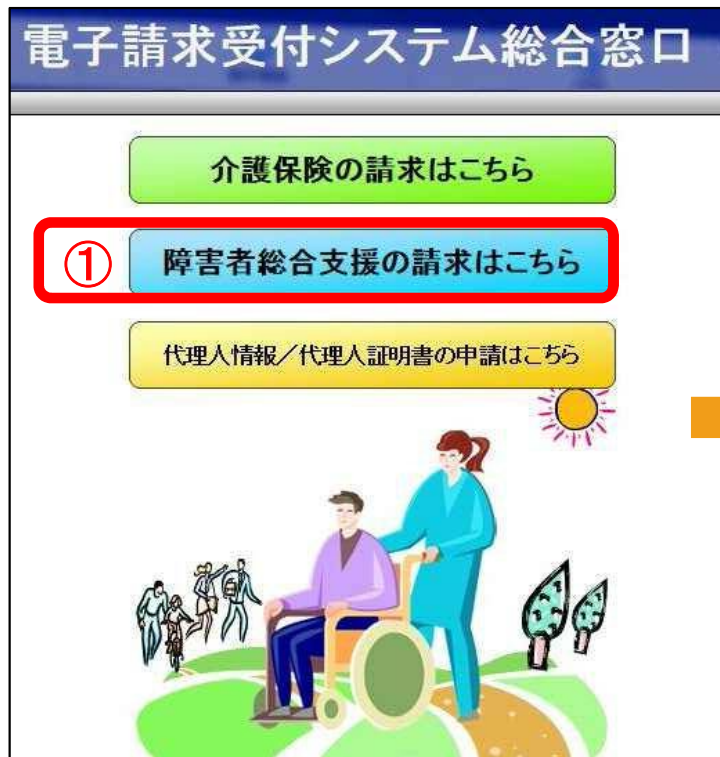
取下げ

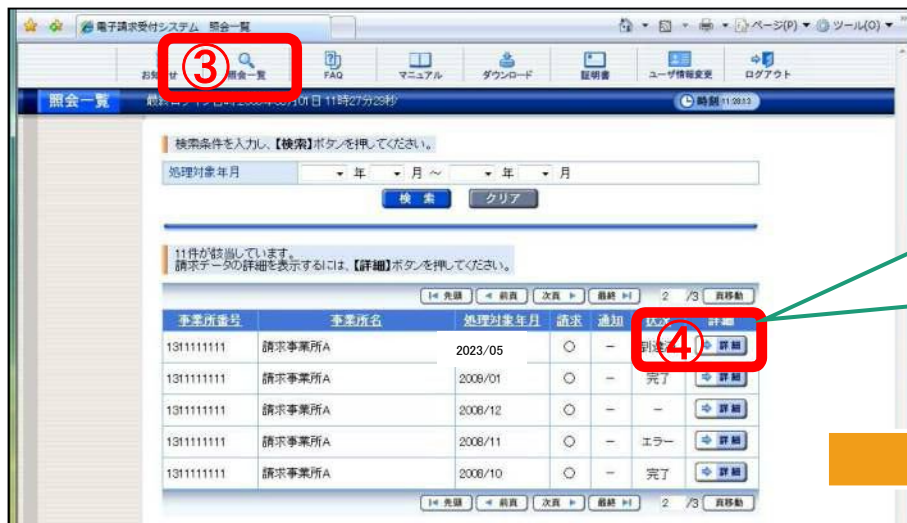
<請求状況の表示について>

- 取下げボタン押下後→「取下げ依頼中」
- (「取下げ依頼中」が表示されてから約5分後)
最新情報更新ボタン押下→「取下げ済み」

◆電子請求受付システム（WEBサイト）から取下げを行う場合

電子請求受付システム総合窓口（<http://www.e-seikyuu.jp/>）にアクセス





処理対象年月＝請求年月。
例えば当月が令和5年5月であれば
処理対象年月＝2023/05の詳細
ボタンを押下します。



取下げボタンのない
データは取下げできません

取下げたいデータの
取下げボタンを押下

● 通知書類について

◆ 通知書類送付一覧

【請求翌月の第1営業日】

- ・ 障害福祉サービス費等支払決定増減表 ※請求書記載の金額と明細書の合計金額に差がある場合のみ
(返戻がある場合等)
- ・ 返戻等一覧表 ※返戻がある場合のみ

【請求翌月の10日（10日が土日祝の場合は前営業日）】

- ・ 障害福祉サービス費等支払決定額通知書
- ・ 障害福祉サービス費等支払決定額内訳書
- ・ 福祉・介護職員処遇改善加算等総額のお知らせ ※処遇改善加算等を算定された場合のみ
- ・ 障害福祉サービス費等過誤決定通知書 ※過誤申立をされた場合のみ

※通知書類は郵送ではなく電子請求受付システム等に掲載されますので、各自取得してください。

※ご注意ください！

通知書類は取得から3ヶ月を経過しますとシステムから削除されます。
原則郵送等での対応は行っておりませんので、
必ず印刷して保管するかパソコン内に保存する等してください。

◆各種通知書の取得について

◇電子請求受付システム（WEBサイト）から取得する場合

電子請求受付システム総合窓口（<http://www.e-seikyuu.jp/>） にアクセス



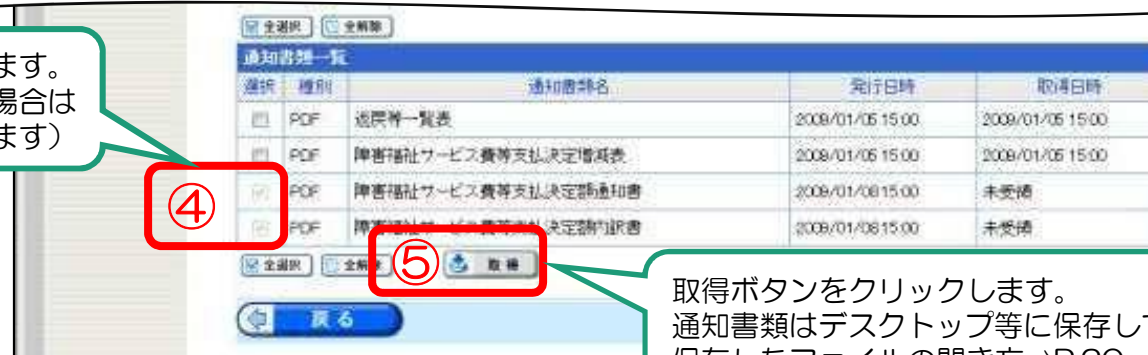
代理請求（ユーザIDがHD～始まる）の場合も「障害者総合支援の請求はこちら」からログインします。



処理対象年月（請求年月）
で絞り込むこともできます

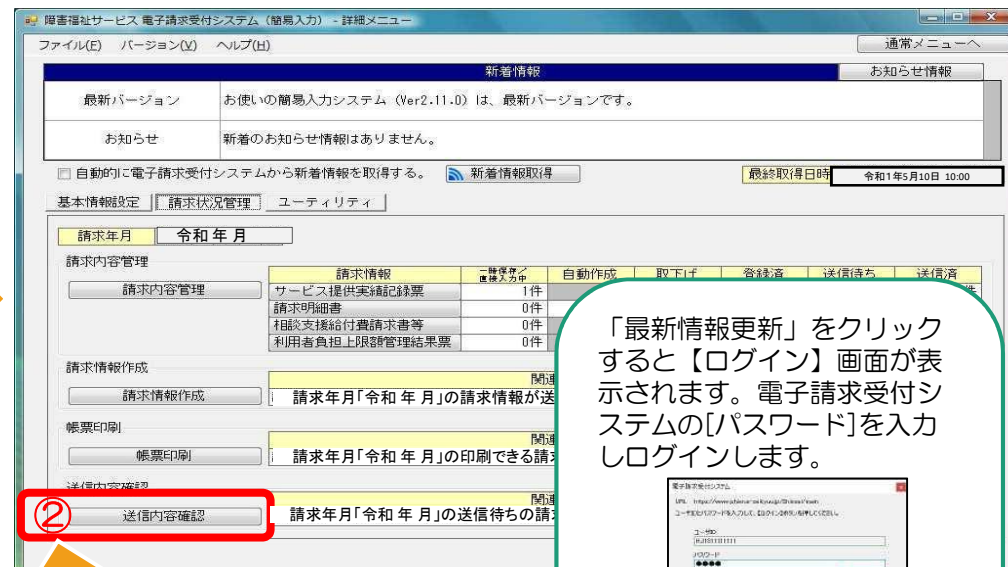


取得したい書類に✓を入れます。
（取得日時が“未受領”の場合は
✓が入った状態で表示されます）



取得ボタンをクリックします。
通知書類はデスクトップ等に保存してください。
保存したファイルの開き方⇒P.20

◇簡易入力システムから取得する場合



【情報】画面が表示されます。<OK>をクリックします。



③ 請求年月 令和 年月

④ 最新情報更新

取得したい書類に✓を入れます。
(取得日時が“未受領”の場合は✓が入った状態で表示されます)

⑤

⑥ 通知書類取得

請求年月日	作成/送信日時	作成/送信結果	請求状況	請求書・明細書	上限額管理票	実績記録票	到達番号
令和 年月日	令和 年月日 10:00:00	正常到達	完了	1件		1件	131111201205000801
令和 年月日	令和 年月日 10:00:00	正常到達	到達 取下済み	1件		1件	131111201205000501

選択	種別	通知書類名	発行日時	取得日時
<input checked="" type="checkbox"/>	PDF	返戻等一覧表	令和 年月日 00:00	令和 年月日
<input checked="" type="checkbox"/>	PDF	障害福祉サービス費等支払決定増減表	令和 年月日 00:00	令和 年月日
<input checked="" type="checkbox"/>	PDF	障害福祉サービス費等支払決定額内訳書	令和 年月日 00:00	令和 年月日
<input checked="" type="checkbox"/>	PDF	障害福祉サービス費等支払決定額通知書	令和 年月日 00:00	令和 年月日

◇取込送信システムから取得する場合

電子請求受付システム (取込送信) - 新着情報

ファイル(E) バージョン(V)

メニュー 説明

最終取得日時 令和 年 月 日 10:00

新着情報

請求情報

請求情報取込/送信

① 請求情報送信履歴

基本情報

事業所情報保守

新着情報

最新バージョン お使いの取込送信システム (Ver. 8.0) は、最新バージョンです。

お知らせ お知らせ

② 請求年月 令和 年 月

請求先 東京都

③ 最新情報更新

最終取得日時

請求情報送信履歴

請求年月日	送信日時	請求状況	請求書・明細書	上限額管理票	実績記録票	到達
令和 年 月 日	令和 年 月 日 10:00:00	通知受信待ち	2件			13999824
令和 年 月 日	令和 年 月 日 10:00:00	連合会到達取下げ済み	2件			13999824
令和 年 月 日	令和 年 月 日 11:00:00	形式エラー	1件			
令和 年 月 日	令和 年 月 日 10:00:00	形式エラー	1件			
令和 年 月 日	令和 年 月 日 11:00:00	送信エラー	1件			

到達結果確認

通知書類一覧

選択	種別	通知書類名	発行日時	状態
<input type="checkbox"/>	PDF	返戻等一覧表	令和 年 月 日 00:00	
<input type="checkbox"/>	PDF	障害福祉サービス費等支払決定増減表	令和 年 月 日 00:00	
<input checked="" type="checkbox"/>	PDF	障害福祉サービス費等支払決定額通知書	令和 年 月 日 00:00	未受領
<input checked="" type="checkbox"/>	PDF	障害福祉サービス費等支払決定額内訳書	令和 年 月 日 00:00	未受領

④

⑤ 通知書類取得

「最新情報更新」をクリックすると【ログイン】画面が表示されます。電子請求受付システムの[パスワード]を入力しログインします。



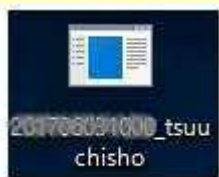
【情報】画面が表示されず。<OK>をクリックします。

取得したい書類に✓を入れます。
(取得日時が“未受領”の場合は✓が入った状態で表示されます)

通知書類取得をクリックします。
通知書類はデスクトップ等に保存してください。
保存したファイルの開き方⇒P.20

◇デスクトップに保存したファイルを開く

①



請求システムから取得したアイコン (①) をダブルクリックするとフォルダ (②) がデスクトップ上に作成されます



②



フォルダ (②) をダブルクリックします

電子請求受付システム (WEBサイト) から取得した場合は②から進んでください



2. 照会の多いエラーについて

◆一覧

	エラーコード	エラーメッセージ	エラー内容	確認ポイント	対応方法
①	EG01・EG02	資格：受給者台帳にサービス提供年月時点で有効な受給者の認定情報が登録されていません	該当する受給者証番号が受給者台帳に登録されていない	<ul style="list-style-type: none"> 受給者証番号に誤りがないか 市町村番号に誤りがないか 	入力内容が誤っている ⇒修正後、再請求 入力内容に誤りがない ⇒市町村に確認し再請求
②	EG03・EG07	資格：受給者台帳にサービス提供年月時点で有効な受給者の支給決定情報が登録されていません	請求明細書のサービスが受給者台帳に登録されていない	サービスコードに誤りは ないか	入力内容が誤っている ⇒修正後、再請求 入力内容に誤りがない ⇒市町村に確認し再請求
③	EG13	資格：受給者台帳にサービス提供年月時点で有効な受給者の支給決定情報が登録されていません	請求明細書のサービスが受給者台帳に登録されているが、支給決定期間が切れている	<ul style="list-style-type: none"> 受給者証の支給決定期間が切れていないか 他のサービスに切替っていないか 契約情報に終了したサービスを載せていないか (→P.23参照) 	入力内容が誤っている ⇒修正後、再請求 入力内容に誤りがない ⇒市町村に確認し再請求
④	PP19	支給量：実績記録票に該当するサービスが請求明細書に存在していません	①実績記録票のみ返戻等一覧表に出力：明細書の提出がない ②明細書と実績記録票が対で返戻等一覧表に出力：明細書にエラーがあるために実績記録票も連動してエラーになった		①実績記録票と明細書を併せて再請求 ②明細書のエラーを修正のうえ、実績記録票と併せて再請求

	エラーコード	エラーメッセージ	エラー内容	確認ポイント	対応方法
⑤	EC05	該当の請求情報は既に受付済、または請求情報内で重複する情報が存在していません	契約情報に同じサービスが2行以上記載されている	契約内容報告書（確認リスト）に同じサービスが複数記載されていないか (→P.23参照)	最新の契約情報だけ記載し、再請求。 (月途中で契約支給量が変わった場合でも、契約情報には最新のものだけを記載します)
⑥	EC09	修正、または取消の対象となる利用者負担上限額管理結果票が存在していません	修正対象となる、過去に請求された上限額管理結果票がない	上限額管理結果票の返戻再請求分について、情報作成区分を「修正」として提出していないか (→P.24参照)	情報作成区分を「新規」で再請求

※返戻等一覧表に関する問い合わせ先

- エラーコードが「S」「T」で始まる場合：市町村の審査による返戻→該当市町村へ
- 上記以外のエラーコード：国保連合会の機械審査による返戻→国保連合会へ

「◆一覧」から③、⑤、⑥について詳細に解説します。

③EG13 資格：受給者台帳にサービス提供年月時点で有効な受給者の支給決定情報が登録されていません

※終了したサービスを契約情報に載せてしまうとエラーになります。
サービス月時点で有効なサービスのみ記載してください。

【契約内容報告書】

《令和5年5月提供分》

契約内容の報告				
受給者証の事業者記入欄の番号	サービス内容	契約支給量	契約開始年月日	契約終了年月日
2	身体介護	5 時間	令和5年3月1日	
1	家事援助	17.5 時間	令和5年3月1日	

“身体介護の請求なし”
でも返戻になります

【請求明細書】

サービス内容	サービスコード	単位数	回數
居介特定事業所加算Ⅱ	116011	7.6	1
家事日中1.0	116115	18.9	4
居介処遇改善加算Ⅲ	116665	10.2	1

◎受給者台帳上の支給決定：身体介護決定（R5.3.1～**R5.4.30：終了**）
 家事援助決定（R5.3.1～R6.3.31）

⑤EC05 該当の請求情報は既に受付済、または請求情報内で重複する情報が存在しています

【契約内容報告書】

契約内容の報告				
受給者証の事業者記入欄の番号	サービス内容	契約支給量	契約開始年月日	契約終了年月日
25	重度訪問介護 その他	10 時間	令和5年3月20日	
8	重度訪問介護 その他	20 時間	令和5年3月1日	令和5年3月19日

※同じサービスが2行記載されていると「重複エラー」になります。
月途中で契約支給量に変更になった場合は変更後の契約情報のみ記載してください。

⑥EC09 修正、または取消の対象となる利用者負担上限額管理結果票が存在していません

例) コクホタロウ (ハナコ) R5年4月利用分 上限額管理結果票
 令和5年5月受付分にて返戻 (EC09エラー) → 令和5年6月再請求

(ID:R11403) 障害者総合支援		返 戻 等 一 覧 表				令和 年 愛知県国民
令和5年5月受付分						
事業所番号	2359999999	障害児給付費				
事業所名	あいうえお					
エラー コード	証記載 都道府県等番号	証記載都道府県等名	受給者証 番号	受給者氏名	サービス 提供年月	種別 ※1
PP08	239999	国保市	9999999999	コクホタロウ	令和5年4月	利
上限額管理結果票に存在しない事業所の請求明細書があります						

最初の請求が
返戻になっている



【令和5年6月に再請求した上限額管理結果票】

利用者負担上限額管理結果票 (確認リスト)				令和 5年 4月分
都道府県等番号	239999	指定事業所番号	2359999999	
受給者証番号	9999999999	管理事業所	あいうえお	
支給決定障害者等氏名	コクホタロウ	事業者及びその事業所の名称		
支給決定に係る障害児氏名	コクホナコ			
利用者負担上限月額	4,600	情報作成区分	修正	
利用者負担上限額管理結果	1			
1 管理事業所で利用者負担額を充当したため、他事業所の利用者負担は発生しない。				

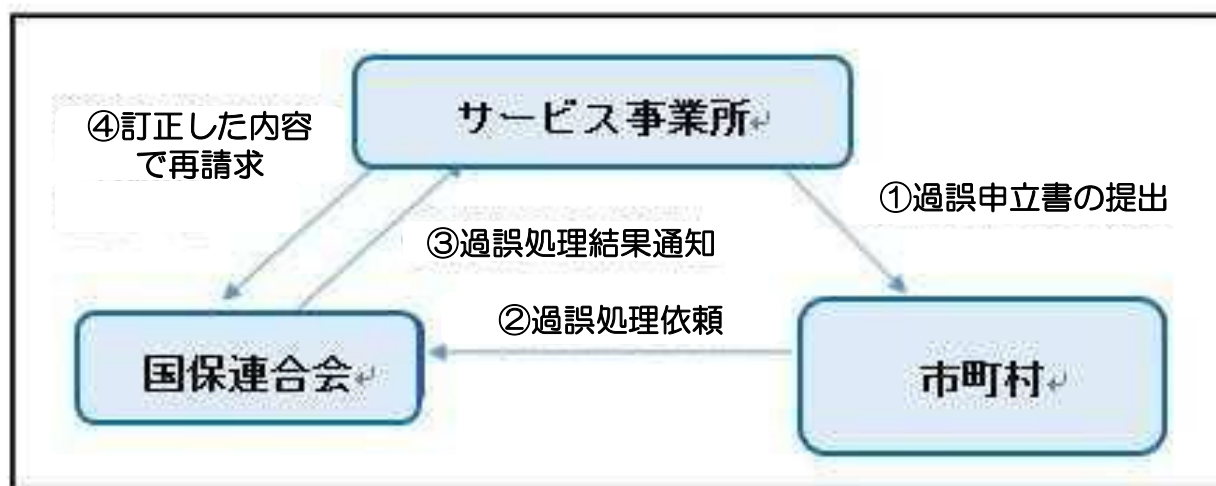
情報作成区分が修正のため
EC09エラーに。
 ※返戻分の上限額管理結果票を
再請求する場合は
情報作成区分を「新規」のまま
提出してください。

3. 過誤申立（取下げ依頼）について

- ◆支払済、支払予定の請求データを取下げの場合は「過誤申立」という処理になります。
 - ・過誤申立は受給者個人ごと・サービス提供年月ごとの請求を取下げの手続きです。
 - ・過誤申立書の提出のない状態で再請求を行った場合、「重複請求」として返戻されます。
 - ・返戻となった請求情報については、過誤申立は不要ですので、翌月以降に正しい内容で請求してください。

※請求・審査・支払処理は、明細書データ単位で処理がされます。
市町村への過誤申立により、過去の明細書データに対し減額分のみが調整されることにはなりませんので、必ず修正データを再請求する必要があります。

◆過誤申立のイメージ図



◆過誤についての注意点

①過誤申立データの送信時期について必ず市町村と調整を行ってください。

過誤申立の際には、「何月に連合会へ過誤申立データの送信をするのか」市町村へ確認していただき、該当月の1～10日に当月請求分に併せて過誤申立分を送信してください。

【過誤申立を行ったデータの再請求がない場合】

当月請求分の金額から過去に支払済の金額を取下げし相殺するため、

事業所からの請求金額より支払額が少なくなります。

なお、当月請求分の支払金額より過誤金額が上回った場合、

請求月翌月に事業所から国保連合会へマイナス分の金額を振込みしていただくことになります。

※振込方法等については、国保連合会よりご連絡します。

②利用者負担上限額管理結果票は過誤申立をしても取下げされません。

利用者負担上限額管理結果票を修正する場合は、「情報作成区分」を「修正」としてデータ作成し請求してください。

※上限額管理事業所が他事業所で、自事業所の利用者負担額が変更となる場合は、上限額管理事業所より当該結果票を送信していただく必要があります。

▼簡易入力システム・利用者負担上限額管理結果入力画面

利用者負担上限額管理結果票				
提供年月	令和年月分	管理事業所名	そうだん	
受給者証番号	?	障害児氏名	都道府県等名	
情報作成区分	修正			
利用者負担上限月額	円	利用者負担上限額管理結果	1 管理事業所で利用者負担額を充当したため、他事業所の利用者負担は発生しない。 2 利用者負担額の合算額が、負担上限月額以下のため、調整事務は行わない。 3 利用者負担額の合算額が、負担上限月額を超過するため、下記のとおり調整した。	
実績情報			合計	
No.	事業所番号	事業所名	総費用額	利用者負担額
1				管理結果後 利用者負担額

情報照会

登録

クリア

削除

戻る

◆過誤請求の例

【同月過誤】

国保連合会で審査確定した実績の取下げと取下げた分の再請求（正しい金額）を同一月内で行うものです。

①令和5年11月に●●市へ過誤申立書を提出します。（事業所）

過誤申立書



過誤対象者・・・1名（Aさん）
過誤対象年月・・・R5. 7月提供分
過誤金額・・・30,000円 ※

②令和5年12月に、国保連合会へ過誤申立データを送信します（●●市）

③令和5年12月請求受付（事業所）

Aさんの令和5年7月分の再請求及び令和5年11月提供5名分の請求をします。

請求明細書

サービス提供 実績記録表



<12月受付分>
○通常請求
対象者・・・5名
対象年月・・・R5. 11月提供分
金額・・・100,000円
○再請求分
過誤対象者・・・1名（Aさん）
過誤対象年月・・・R5. 7月提供分
過誤金額・・・30,000円 ※
再請求金額・・・20,000円

④令和5年12月受付分が国保連合会で過誤調整され令和6年1月20日に事業所へ支払われます。

12月請求分・・・5件 + 100,000円

再請求分・・・1件 + 20,000円

※過誤分・・・1件 - 30,000円

合計

90,000円 ←この金額が振込まれます。

【通常過誤】

国保連合会で審査確定した実績の明細書の取下げだけを行うものです。
なお、再請求がある場合は、取下げが確定した後に、国保連合会に再請求を行います。

①令和5年11月に●●市へ過誤申立書を提出します（事業所）

過誤申立書



過誤対象者・・・1名（Bさん）
過誤対象年月・・・R5. 7月提供分
過誤金額・・・30,000円 ※

②令和5年12月に国保連合会へ過誤申立データを送信します（●●市）

③令和5年11月提供5名分の請求をします。
令和5年12月請求受付分より、過誤金額の全額が差し引かれ事業所へ支払われます。

請求明細書

サービス提供 実績記録表



<12月受付分>
通常請求
対象者・・・5名
対象年月・・・R5. 11月提供分
金額・・・100,000円
過誤金額・・・30,000円※

12月請求分・・・5件 + 100,000円

※過誤分・・・1件 - 30,000円

合計 70,000円 ←この金額が振込まれます。

④令和6年1月請求受付分で、再請求を行います（事業所）

⑤令和6年2月20日に事業所へ再請求分が全額支払われます（国保連合会）

4. 銀行口座の変更について

銀行口座の変更にあたっては、「障害福祉サービス費等の請求及び受領に関する届」の再提出が必要となりますので、国保連合会にご連絡ください。

◆障害福祉サービス費等の請求及び受領に関する届について

(1) 変更手続きの方法

①内容に変更がある場合、お早めに国保連合会にご連絡ください。

国保連合会から該当事業所の「障害福祉サービス費等の請求および受領に関する届」を郵送します。

②郵送された「障害福祉サービス費等の請求および受領に関する届」の変更箇所を **朱書き+訂正印** にて修正し、国保連合会へご返送ください。

③25日までに到着の場合は、翌月振込分より変更となり、

26日以降に到着した場合は、翌々月振込分より変更となります。

※国保連合会で変更可能な項目は、請求者と口座情報（振込先、支店名、口座番号、フリガナ（受領者）、（口座名義人）受領者）となります。
住所、電話番号等の変更は指定権者にお問い合わせください。

(2) 委任状が必要な場合

- 開設者と請求者が異なる
- 開設者と受領者（口座名義人）が異なる

◆障害福祉サービス費等の請求及び受領に関する届記載例

障害福祉サービス費等の請求及び受領に関する届

平成●●年●●月●●日 提出

愛知県国民健康保険団体連合会

理事長 ●●●● 様

開設者 住所 愛知県●●市●●区●●町1-2-3

氏名 株式会社●●●●サービス 代表取締役 申請太郎 法人印

給付費の請求ならびに受領に関し、下記のとおり記入・捺印のうえ届出いたします。

事業所番号	23●●●●●●●●		連合会使用欄
法人等種別	05 営利法人	郵便番号	123-4567
(請求先)事業所名称	●●●●サービス事業所	電話番号	052-123-4567
		FAX番号	052-123-4567
フリガナ(所在地)	アイチケン マルマルシ マルマルク マルマル チョウ1-2-3	振込先	0 1 2 3 ●●●●銀行
所在地	愛知県●●市●●区●●町1-2-3	支店名	4 5 6 ●●●●支店
		口座番号	普通 当座 その他 0 1 2 3 4 5 6
フリガナ(請求者)	カブシキガイシャ マルマルマルサービス ダイヒョウトリシマリヤク シンセイタロウ	フリガナ(受領者)	カブシキガイシャ マルマルマルサービス ダイヒョウトリシマリヤク シンセイタロウ
請求者	株式会社●●●●サービス 代表取締役 申請太郎	口座名義人(受領者)	株式会社●●●●サービス 代表取締役 申請太郎
届出理由(該当番号に○をつけてください)		異動年月	旧事業所番号
① 新設		平成28年6月請求分より	
② 請求者及び受領者(口座名義)の変更		※捺印	支払先事業所番号
③ 振込先及び口座番号の変更			
④ その他()			

必ずご提出ください！

- 給付費の振込口座登録用の書類です。
- 次月から請求したい場合は**25日**までにご提出ください。

振込先	0 1 2 3 ●●●●銀行
支店名	4 5 6 ●●●●支店
口座番号	普通 当座 その他 0 1 2 3 4 5 6
フリガナ(請求者)	カブシキガイシャ マルマルマルサービス ダイヒョウトリシマリヤク シンセイタロウ
口座名義人(受領者)	株式会社●●●●サービス 代表取締役 申請太郎

フリガナは通帳のカナ(表紙裏に記載)のとおりに入力してください

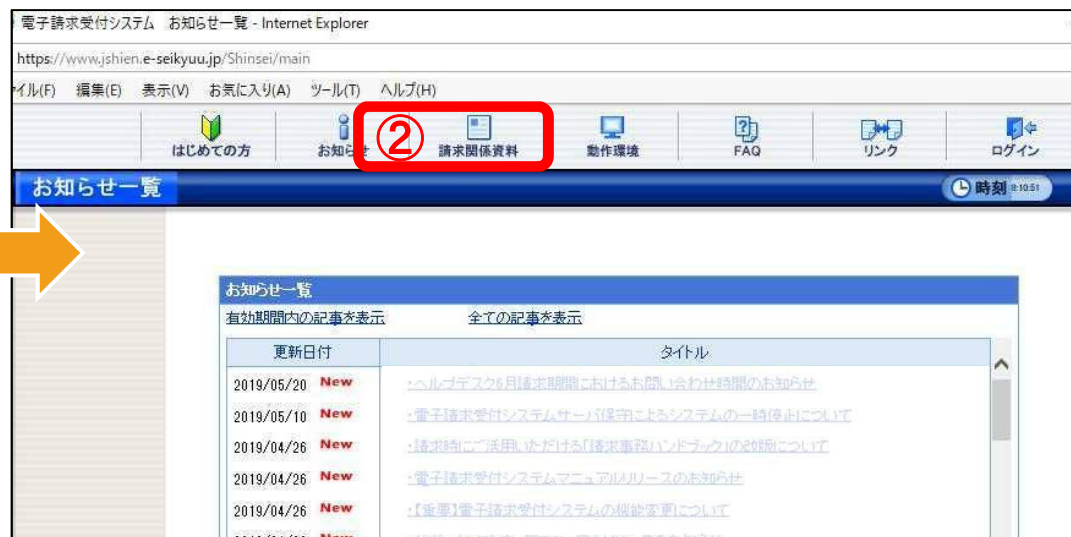
フリガナに合わせて記入してください
例：カ) マルマルマルサービス
株) ●●●サービス

異動年月…請求データを送信する月を記入してください。
例：令和1年5月サービス分⇒令和1年6月請求未定の場合は空欄でも可

5. 「請求関連資料」等の掲載について

電子請求受付システムのトップメニュー「請求関連資料」を活用することで請求事務に必要な資料を参照することができます。

電子請求受付システム総合窓口（<http://www.e-seikyuu.jp/>）にアクセス



「ファイルまたはリンク」欄にある資料のリンクをクリックすることで参照できます。

該当サービスをクリックすると右図が出てきます。

「ファイルまたはリンク」欄にある資料のリンクをクリックすることで参照できます。

サービスごとに報酬算定構造やサービスコード表等を参照することができます。

55: 障害児相談支援

分類	ファイルまたはリンク	掲載日	ファイルサイズ
1 報酬告示	報酬告示	2019/04/26	151,140Byte
2 留意事項	留意事項	2019/04/26	216,908Byte
3 報酬算定構造	障害福祉サービス費等の報酬算定構造[PDF]	2019/04/26	113,905Byte
	障害福祉サービス費等の報酬算定構造[Excel]	2019/04/26	90,008Byte
4 サービスコード表	サービスコード表[PDF]	2019/04/26	89,905Byte
	サービスコード表[Excel]	2019/04/26	44,538Byte

◇サービスコード表

はじめの方 お知らせ 請求関係資料 動作環境 FAQ リンク ログイン

時刻: 10:34:17

請求に関する厚生労働省の資料を掲載しています。
必要な資料のリンクをクリックしてダウンロードください。
右側にアイコンが付いたリンクをクリックすると、対象の資料を掲載した外部サイトのページが開きます。
なお、請求における基本的な事項についてポイントをまとめた「フレット」請求事務ハンドブックについては、FAQ画面をご確認ください。

請求関係資料の参照方法 ?

共通資料

分類	ファイルまたはリンク	掲載日	ファイルサイズ
1 改定の概要	平成30年度障害福祉サービス等給付決定における主な改定内容	2019/04/26	2,490,379Byte
	平成30年度障害福祉サービス等給付決定の概要	2019/04/26	2,077,142Byte
2 待制障状況一覧表	待制障状況一覧表[PDF]	2019/04/26	175,610Byte
	介護給付費等の算定に係る待制等状況一覧表、及び障害児通所入所給付費の算定に係る待制等状況一覧表です。		
3 様式・記載例	待制障状況一覧表[Excel]	2019/04/26	217,068Byte
	サービス提供費債記録票様式(障害福祉サービス)	2019/04/26	501,248Byte
4	サービス提供費債記録票様式(障害児支援)	2019/04/26	153,800Byte
	サービス提供費債記録票記載例	2019/04/26	624,554Byte
	請求明細書様式(障害福祉サービス)	2019/04/26	252,928Byte
	請求明細書様式(障害児支援)	2019/04/26	191,468Byte
	請求明細書記載例	2019/04/26	237,212Byte
	介護給付費算定に係る支給決定審判部について(事務処理要領)	2019/04/26	2,684,070Byte

障害福祉サービス

- 11: 居宅介護
- 12: 重度訪問介護
- 13: 行動援護
- 14: 重度障害者等包括支援
- 15: 同行援護
- 21: 療養介護
- 22: 生活介護
- 24: 短期入所
- 32: 施設入所支援

11: 居宅介護

分類	ファイルまたはリンク	掲載日	ファイルサイズ
1 情報告示	情報告示	2019/04/26	186,069Byte
2 留意事項	留意事項	2019/04/26	310,989Byte
3 報酬算定様式	障害福祉サービス費等の報酬算定様式[PDF]	2019/04/26	88,535Byte
	障害福祉サービス費等の報酬算定様式[Excel]	2019/04/26	35,967Byte
4 サービスコード表	サービスコード表[PDF]	2019/04/26	2,463,509Byte
	サービスコード表[Excel]	2019/04/26	3,830,589Byte

▲トップへ戻る

12: 重度訪問介護

分類	ファイルまたはリンク	掲載日	ファイルサイズ
1 情報告示	情報告示	2019/04/26	101,672Byte
2 留意事項	留意事項	2019/04/26	286,807Byte
3 報酬算定様式	障害福祉サービス費等の報酬算定様式[PDF]	2019/04/26	88,368Byte
	障害福祉サービス費等の報酬算定様式[Excel]	2019/04/26	36,157Byte
4 サービスコード表	サービスコード表[PDF]	2019/04/26	248,579Byte
	サービスコード表[Excel]	2019/04/26	498,349Byte

▲トップへ戻る

13: 行動援護

14: 重度障害者等包括支援

15: 同行援護

21: 療養介護

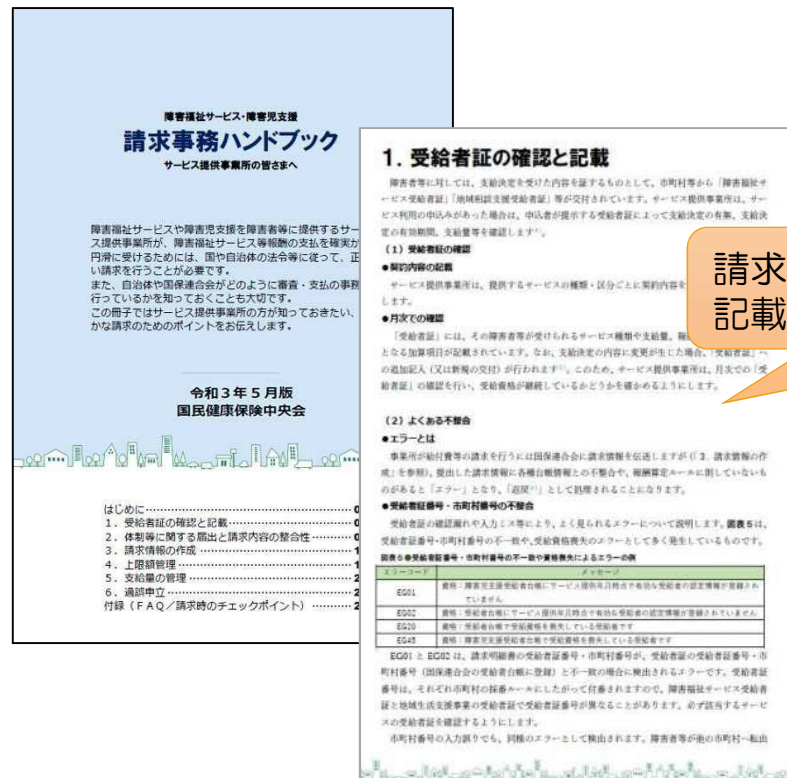
22: 生活介護

該当サービスをクリックすると
右図が出てきます。



◆「請求事務ハンドブック」の掲載

サービス提供事業所等向けパンフレット（小冊子）「請求事務ハンドブック」が電子請求受付システム（WEBサイト）の「お知らせ一覧」に掲載されています。



請求情報の作成方法やよくある質問等が記載された約30ページの小冊子です

掲載場所

電子請求受付システム総合窓口 ➡ 障害者総合支援の請求はこちら ➡ お知らせ一覧 ➡ 2021/05/28 請求時にご活用いただける「請求事務ハンドブック」の改版について

◆「市町村番号一覧表」および「地域区分表」

お問い合わせの多い「市町村番号一覧表」および「地域区分表」の掲載場所のご案内となります。

◇本会ホームページ「障害福祉サービス費等の請求について」より

※「障害福祉サービス費等の請求について」の掲載場所
 本会ホームページトップページ
 →介護福祉関係の皆様
 →障害福祉サービス事業所向け
 →障害福祉サービス費等の請求について

障害福祉サービス 市町村番号一覧表

市町村番号	市町村名	市町村番号	市町村名	市町村番号	市町村名
2521001	名古屋市中区	2521999	名古屋市東区	2522076	名古屋市北区
2521017	名古屋市南区	2522077	名古屋市東区	2522989	名古屋市東区
2522025	名古屋市東区	2522111	名古屋市東区	2522205	名古屋市東区
2522033	名古屋市東区	2522223	名古屋市東区	2523421	名古屋市東区
2522041	名古屋市東区	2522338	名古屋市東区	2523619	名古屋市東区
2522050	名古屋市東区	2522440	名古屋市東区	2523625	名古屋市東区
2522088	名古屋市東区	2522595	名古屋市東区	2524245	名古屋市東区
2522078	名古屋市東区	2522694	名古屋市東区	2524297	名古屋市東区
2522082	名古屋市東区	2522772	名古屋市東区	2524273	名古屋市東区
2522002	名古屋市東区	2522989	名古屋市東区	2524413	名古屋市東区
2521145	名古屋市東区	2522048	名古屋市東区	2524427	名古屋市東区
2521110	名古屋市東区	2522005	名古屋市東区	2524450	名古屋市東区
2521222	名古屋市東区	2523110	名古屋市東区	2524468	名古屋市東区
2521352	名古屋市東区	2523252	名古屋市東区	2524479	名古屋市東区
2521463	名古屋市東区	2523275	名古屋市東区	2525110	名古屋市東区
2521477	名古屋市東区	2523448	名古屋市東区	2525110	名古屋市東区
2521405	名古屋市東区	2523551	名古屋市東区	2525228	名古屋市東区
2521173	名古屋市東区	2523630	名古屋市東区	2525330	名古屋市東区

【障害福祉サービス費】市町村番号一覧表

市町村番号	市町村名	市町村番号	市町村名	市町村番号	市町村名
2521001	名古屋市中区	2521999	名古屋市東区	2522076	名古屋市北区
2521017	名古屋市南区	2522077	名古屋市東区	2522989	名古屋市東区
2522025	名古屋市東区	2522111	名古屋市東区	2522205	名古屋市東区
2522033	名古屋市東区	2522223	名古屋市東区	2523421	名古屋市東区
2522041	名古屋市東区	2522338	名古屋市東区	2523619	名古屋市東区
2522050	名古屋市東区	2522440	名古屋市東区	2523625	名古屋市東区
2522088	名古屋市東区	2522595	名古屋市東区	2524245	名古屋市東区
2522078	名古屋市東区	2522694	名古屋市東区	2524297	名古屋市東区
2522082	名古屋市東区	2522772	名古屋市東区	2524273	名古屋市東区
2522002	名古屋市東区	2522989	名古屋市東区	2524413	名古屋市東区
2521145	名古屋市東区	2522048	名古屋市東区	2524427	名古屋市東区
2521110	名古屋市東区	2522005	名古屋市東区	2524450	名古屋市東区
2521222	名古屋市東区	2523110	名古屋市東区	2524468	名古屋市東区
2521352	名古屋市東区	2523252	名古屋市東区	2524479	名古屋市東区
2521463	名古屋市東区	2523275	名古屋市東区	2525110	名古屋市東区
2521477	名古屋市東区	2523448	名古屋市東区	2525110	名古屋市東区
2521405	名古屋市東区	2523551	名古屋市東区	2525228	名古屋市東区
2521173	名古屋市東区	2523630	名古屋市東区	2525330	名古屋市東区

当該リンクをクリックすると右図が参照できます。

◇電子請求受付システム「お知らせ一覧」より

電子請求受付システム総合窓口（<http://www.e-seikyuu.jp/>）にアクセス



お知らせ一覧 最終ログイン日時: 2019年05月27日 18時55分28秒

お知らせ表示 最終ログイン日時: 2021年12月10日 18時15分30秒

お知らせ表示 最終ログイン日時: 2019年05月27日 18時55分28秒

お知らせ表示 最終ログイン日時: 2019年05月27日 18時55分28秒

赤枠をクリックすると右図の画面へ推移します。

令和3年度地域区分表

カテゴリ: その他(その他)

更新日時: 2021/04/09 提示期限: 9999/12/31

事業所のみならずへ重要なお知らせ
別添付事務連絡のとおり、令和3年4月サービス提供分より、以下の地域が所在地の事業所において、地域区分が変更となります。
【変更前】
奥田町・刈谷町・みよし市・北多摩・豊明市・清瀬市・豊山町・赤松村
【変更後】
刈谷町・みよし市・北多摩・豊明市・清瀬市・豊山町・赤松村
奥田町・豊田町・白旗町・赤久平町・次口町・秋葉町・愛宕町
詳細につきましては、別添付資料の掲載が出来ます。
なお、令和3年4月に発表される令和3年4月サービス提供分の請求データは旧地域区分のままご請求されます。請求データの変更は旧地域区分に反映されず、令和3年4月サービス提供分について、新しい地域区分を設定の際は、ご注意ください。よろしくお願いいたします。

添付ファイル

添付ファイル	サイズ
通知連絡表.pdf	97,999Byte
別添付請求書(令和3年度4月サービス提供分)2.pdf	66,919Byte
別添付請求書(令和3年度4月サービス提供分)1.pdf	66,888Byte

戻る

市町村番号一覧表の掲載について

カテゴリ: その他(その他)

更新日時: 2014/11/28 提示期限: 9999/12/31

市町村番号一覧表を掲載いたしますので、ご掲載ください。

添付ファイル

添付ファイル	サイズ
市町村番号一覧表.pdf	56,600Byte

戻る

水防法等における避難確保計画 の作成等の義務について

～災害時における避難情報と施設利用者の安全確保～

名古屋市防災危機管理局

近年、豪雨による甚大な浸水被害が多発

① 東海豪雨 (H12.9)



時間最大降雨量 97mm、
総降雨量 566.5mmを記録
(名古屋地方気象台)

新川の破堤等により、
市内の広範囲で浸水被害
(市域の約4割)

近年、豪雨による甚大な浸水被害が多発

② 関東・東北豪雨 (H27.9)

(国土交通省HPより)



茨城県常総市において、鬼怒川の破堤等により、
広範囲で浸水被害(常総市域の約1/3)

近年、豪雨による甚大な浸水被害が多発

③ 北海道・東北豪雨 (H28.8)

(国土交通省HPより)



岩手県にて小本川氾濫により施設の入所者9名が死亡

近年、豪雨による甚大な浸水被害が多発

④ 平成30年7月豪雨 (H30.7)

岡山県倉敷市真備町 (国土交通省HPより)



西日本の広範囲に渡って、甚大な浸水被害が発生

近年、豪雨による甚大な浸水被害が多発

⑤ 令和元年（前線による大雨、台風第19号）（R1.8,R1.10）

佐賀県大町町（国土交通省HPより）



佐賀県大町町において、浸水被害により病院が孤立

長野県長野市（国土交通省HPより）

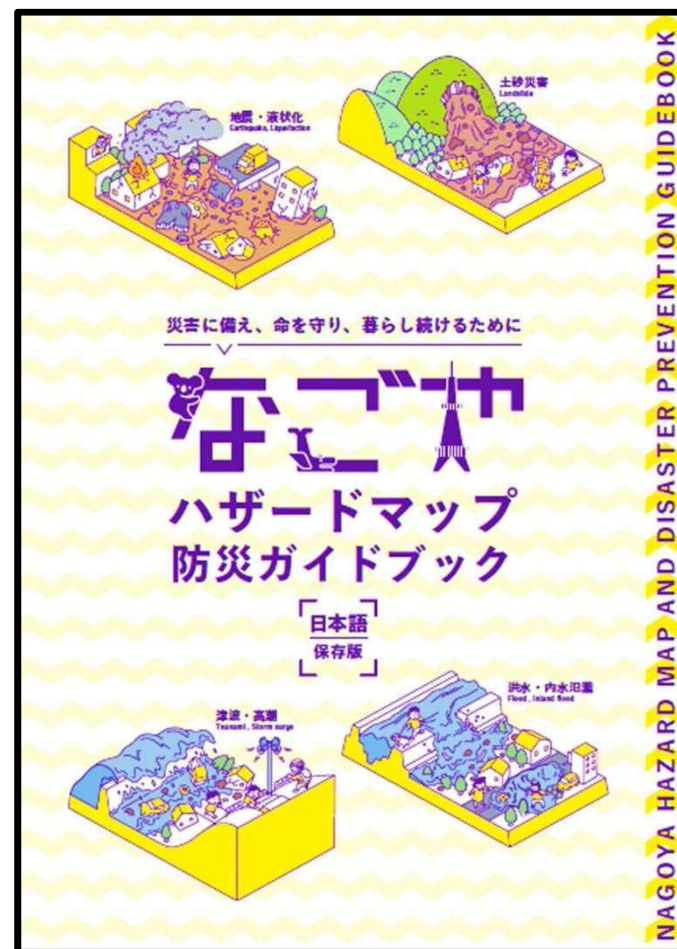


東日本の広範囲に渡って、甚大な浸水被害が発生

適時適切な避難行動をとりましょう！ 「なごやハザードマップ防災ガイドブック」で確認

「なごやハザードマップ防災ガイドブック」には、ハザードマップに掲載している被害想定や指定緊急避難場所等のほか、日頃の備えや災害時の避難の仕方などを説明しています。

本ガイドを読みながら、どのような災害が起こりうるのか、災害時の避難行動をイメージし、施設の近くの指定緊急避難場所と指定避難所を確認しておきましょう



水害・土砂災害のリスクを確認

<洪水・内水氾濫・高潮・津波ハザードマップ>

洪水等が起きた場合の浸水深を色分けして示しています。

土砂災害(特別)警戒区域を示しています。

アンダーパス等の浸水時の危険な箇所を示しています。

※画像は洪水ハザードマップ

水害・土砂災害のリスクを確認

＜想定最大規模の浸水想定区域（洪水・高潮・津波）＞

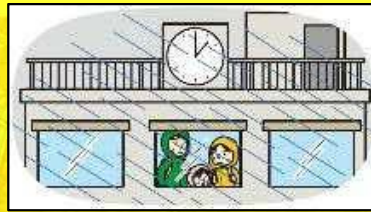
愛知県の統合型地理情報システム「マップあいち」で確認



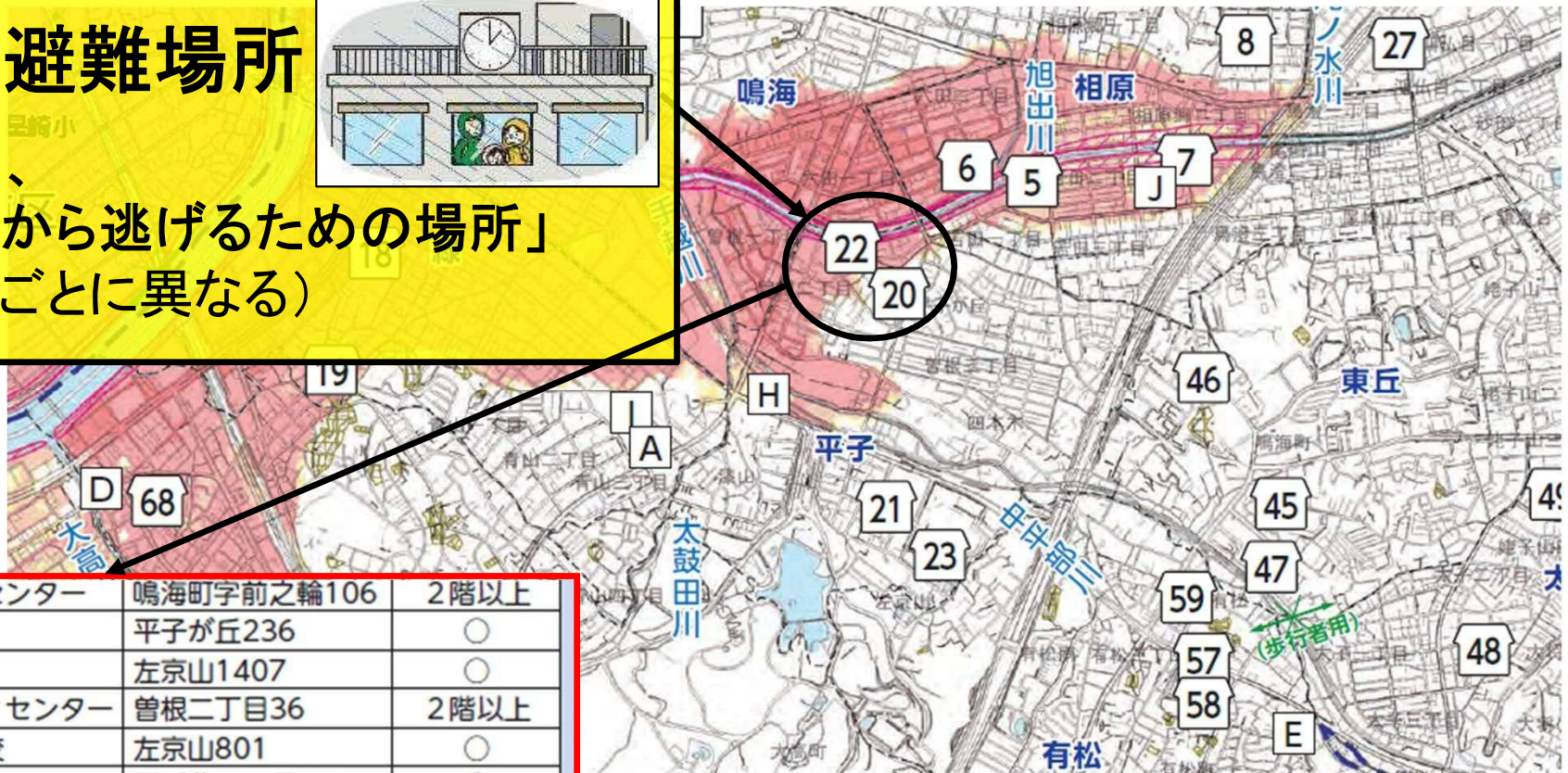
土砂災害情報マップ・水害情報マップ・高潮浸水マップ・津波災害情報マップから土砂災害警戒区域、各河川の浸水想定区域、高潮浸水想定区域、津波災害警戒区域について確認できます。

避難先は「指定緊急避難場所」へ

指定緊急避難場所

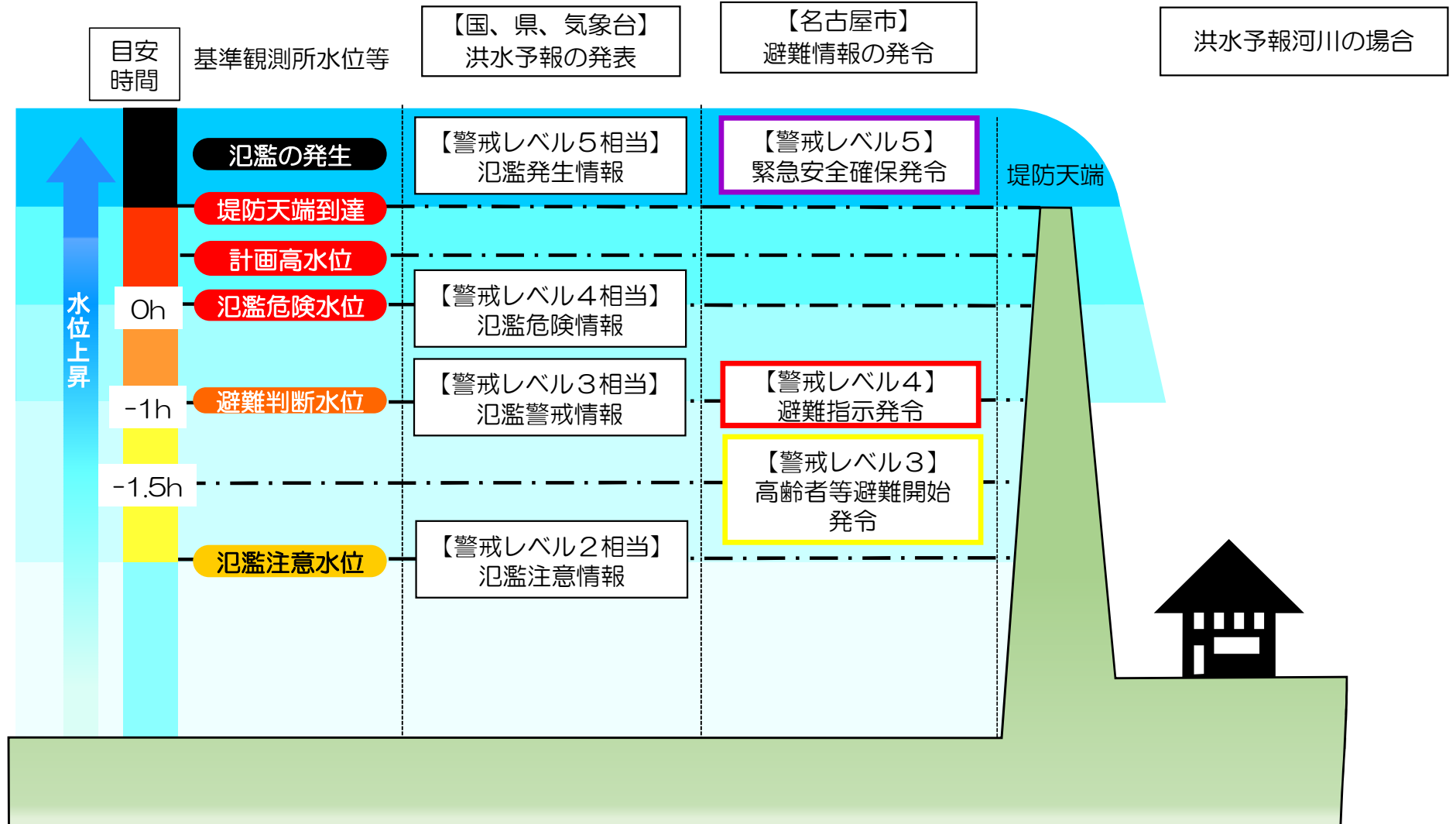


命を守るため、
「災害の危険から逃げるための場所」
(災害の種類ごとに異なる)



19	緑コミュニティセンター	鳴海町字前之輪106	2階以上
20	平子小学校	平子が丘236	○
21	左京山中学校	左京山1407	○
22	平子コミュニティセンター	曾根二丁目36	2階以上
23	県立鳴海高等学校	左京山801	○
24	鳴海東部小学校	平手北二丁目901	○

洪水時の河川水位と避難情報の関係



避難情報の種類と避難のタイミング

【警戒レベル3】高齢者等避難

＜とるべき行動＞避難に時間を要する施設利用者の避難を開始する段階



【警戒レベル4】避難指示

- ・災害が発生するおそれが高い状況
- ・対象地区内に居住する住民は全員避難行動をとる

＜とるべき行動＞従業員や管理者の避難を開始する段階



【警戒レベル5】緊急安全確保

- ・すでに災害が発生している状況

＜とるべき行動＞命を守る最善の行動をとる段階

避難に関する情報の入手方法は？

防災スピーカー



テレビ・ラジオ



広報車



緊急速報メール



「きずなネット防災情報」で情報を入手

「きずなネット防災情報」とは

- ・本市から、避難に関する防災情報等を「電子メール」で携帯電話やパソコンのメールアドレスに直接配信するサービスです
- ・「登録」をお願いします

こんなとき
防災情報を
どうやって入手する？

避難情報は出ているかな？
052-979-1936

自宅の災害リスクや避難場所は、
どこで確認できるのかな？
052-979-1936

今どだけ雨が降ってるのかな？
河川は氾濫しないかな？
052-979-1936

日頃から防災のことを勉強したい
けど、情報発信されていないかな？
052-979-1936

名古屋市では、津波や風水害などの災害が発生した時、また発生するおそれがあるときは、
防災に関する情報や、テレビマガジン、紙でなく絵や写真を手紙で市民の皆様に届けていきます。

名古屋市防災危機管理課
災害対策課 危機管理課 (危機・防災担当) TEL: 052-979-1936 FAX: 052-979-4131

避難確保計画の作成と避難訓練の実施

【水防法等の規定】

洪水、雨水出水、高潮浸水想定区域内・津波災害警戒区域内・土砂災害（特別）警戒区域内にある要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設等）の義務

- ① 避難確保計画※の作成
- ② 避難訓練の実施・報告

※ 施設利用者の水害・土砂災害時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための計画

避難確保計画の記載事項について

- 水害・土砂災害・津波時の防災体制
- 施設利用者の水害・土砂災害・津波時の避難誘導
- 施設の整備（情報収集・伝達体制、避難誘導に使用する設備又は資機材等の整備）
- 防災教育及び訓練の実施 等

避難確保計画 作成・提出方法

- 「名古屋市避難確保計画作成支援システム」上で作成・提出をお願いします。



避難先、移動距離及び避難方法

①原則、幼児・児童・生徒の適切な支援を提供できるA会（系列グループホーム）に立寄り避難をする。
②避難する時間や確保できる場合、指定緊急避難場所（立寄り避難先）とする

洪水	避難先	移動距離	避難方法			移動に要する時間	避難先設備	避難階
			徒歩	車両	その他機材			
系列施設や他の同種類似施設			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>			階
指定緊急避難場所	リンメゾン八幡 (767 m)		<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	10分	高齢者等避難	3 階
近隣の安全な場所			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>			階
屋内安全確保		0 m						階

洪水：矢巾川（具管区） 3.0～5.0m未満、矢巾川（国管区） 3.0～5.0m未満、江内川 3.0～5.0m未満
津波：0.5～3.0m未満
高潮：10.0～20.0m未満
雨水出水：3.0～5.0m未満

※システムへの案内文書は順次発送しております。

災害を想定した訓練の実施

- 気象情報や避難情報等の情報伝達訓練
- 施設利用者の避難誘導訓練
- 避難経路等の確認のための移動訓練
- 施設利用者の保護者等への連絡訓練
- 上階への移動訓練 等

「避難訓練実施報告書」を

「名古屋市避難確保計画作成支援システム」上にて作成・提出

問い合わせについて

- ・説明会の内容確認や避難確保計画の作成方法の相談など、お気軽にご連絡下さい

【問い合わせ先】

名古屋市 防災危機管理局 危機管理企画室
地域防災室

TEL:052-972-3523

FAX:052-962-4030

令和 6 年 3 月

関 係 各 位

名古屋市健康福祉局長

福祉避難所の設置・運営へのご協力をお願い

日頃は本市の福祉行政にご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。
本市では、南海トラフ巨大地震を始めとする大規模災害への事前の備えとして、避難に際し配慮の必要な方（障害のある方、要介護・要支援認定のある方等）を対象とした「福祉避難所」の指定又は協定を締結（以下、「指定等」という。）することを推進しているところです。

福祉避難所は、身体等の状況や医療的ケアの面で、入院や介護施設への入所の必要はないものの、小中学校等の一般の指定避難所では、段差・トイレ等で生活に支障をきたす方に避難していただく施設です。

発災後、災害のおそれなくなり、警報等が解除された時点で速やかに開設し、原則として当該施設のサービス利用者とその家族のうちあらかじめ特定した方を速やかに受け入れる指定福祉避難所と、一般の指定避難所に避難していただいた後に、その方々の状況を確認した上で移動していただく協定福祉避難所があります。

福祉避難所は、東日本大震災や平成 28 年熊本地震においても被災地の各地に設置され、要配慮者の避難支援対策の中でも重要な役割を担っています。

福祉施設・事業所の皆様におかれましては、福祉避難所の指定等についてご検討くださいますようお願い申し上げます。

もし、ご検討いただける場合は、下記 URL、QR コード「福祉避難所に関する意向調査」（所要時間 5 分程度）にご回答いただきますようお願いいたします。

福祉避難所の概要につきましては回答フォーム内参考資料をご参照ください。

回答フォームはこちら



<https://logoform.jp/form/mX9C/382859>

スマートフォンやパソコンを使って、URL または QR コードからアクセスし、ご回答ください。

（参考）福祉避難所指定等か所数

189 か所（令和 5 年 4 月 1 日現在）

指定等対象となる事業所種別（名古屋市内にある福祉施設・事業所が対象）

高齢者施設・介護サービス事業所

1	通所介護	13	地域密着型特別養護老人ホーム
2	地域密着型通所介護	14	介護老人保健施設
3	予防専門型通所サービス	15	介護医療院
4	ミニデイ型通所サービス	16	介護療養型医療施設
5	運動型通所サービス	17	特定施設入所者生活介護
6	通所リハビリテーション	18	地域密着型特定施設入所者生活介護
7	認知症対応型通所介護	19	養護老人ホーム
8	小規模多機能型居宅介護	20	軽費老人ホーム
9	看護小規模多機能型居宅介護	21	ケアハウス
10	短期入所生活介護	22	住宅型有料老人ホーム
11	短期入所療養介護	23	サービス付き高齢者向け住宅
12	特別養護老人ホーム		

障害者（児）施設・障害福祉サービス（障害児通所支援）事業所

24	生活介護	33	児童発達支援
25	自立訓練（機能訓練）	34	放課後等デイサービス
26	自立訓練（生活訓練）	35	共同生活援助
27	就労移行支援（一般型）	36	短期入所
28	就労継続支援（A型）	37	宿泊型自立訓練
29	就労継続支援（B型）	38	施設入所支援
30	療養介護	39	福祉型障害児入所施設
31	地域活動支援事業	40	医療型障害児入所施設
32	医療型児童発達支援		

【本件のお問い合わせ先】 名古屋市健康福祉局監査課（落合・野村）

TEL 052-972-2510 Fax 052-972-4150

E-mail: a2510-03@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

福祉避難所とは

福祉避難所とは、自宅が被害を受けて生活できない方のうち、一般の指定避難所や福祉避難スペースでの生活が困難な要配慮者（主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する方）を対象とした避難所であり、バリアフリー等の設備・体制が整った社会福祉施設等を利用して開設されます。本市の福祉避難所には、指定福祉避難所と協定福祉避難所があります。※指定福祉避難所と協定福祉避難所の相違点については、資料2参照

指定福祉避難所・協定福祉避難所

社会福祉事業を行う事業所のうち、次に掲げる基準を満たす施設を、指定福祉避難所として指定又は協定福祉避難所として協定を締結させていただきます。

＜指定福祉避難所・協定福祉避難所共通＞

- ① 土砂災害（特別）警戒区域の区域外に位置すること
- ② 耐震構造の建築物で、原則としてバリアフリー化がされていること
- ③ 避難者用スペース（1人当2㎡）が確保でき、利用にあたり無料であること

＜指定福祉避難所＞

- ④ 速やかに、特定の要配慮者の受け入れ、生活関連物資を避難者に配付することが可能な構造又は設備を有するものであること
- ⑤ 耐火構造の建築物であること

＜協定福祉避難所＞

- ④ 一般の指定避難所において、行政職員が振り分けをした要配慮者の受け入れが可能な構造又は設備を有するものであること

※ 福祉避難所を開設しながら通常事業を再開することは差し支えありません（再開にあたっては事業所管課にご相談ください）。

※ 想定している事業所は、主にデイサービス等通所事業を行う施設ですが、特別養護老人ホーム等入所施設についても、入所者（緊急入所を含む）の処遇に支障がない範囲でご検討ください。

福祉避難所の対象者

身体等の状況や医療面でのケアの必要性から介護保険施設や病院等へ入所・入院するに至らない方であって、避難所での生活において配慮を必要とする方とします。

対象者を介助する方も、対象者本人とともに福祉避難所に避難することができます（介助者は1人までとし、要配慮者数には算入しません）。※対象者の避難の流れについては、資料3参照

車いす利用者や一人での移動が困難な方など、小・中学校では段差があってトイレに行けないような方のために、ハード面で適している避難所に移ってもらうということを想定したもので、福祉避難所自体に対象者の介護をお願いするものではありません。

福祉避難所の事業内容

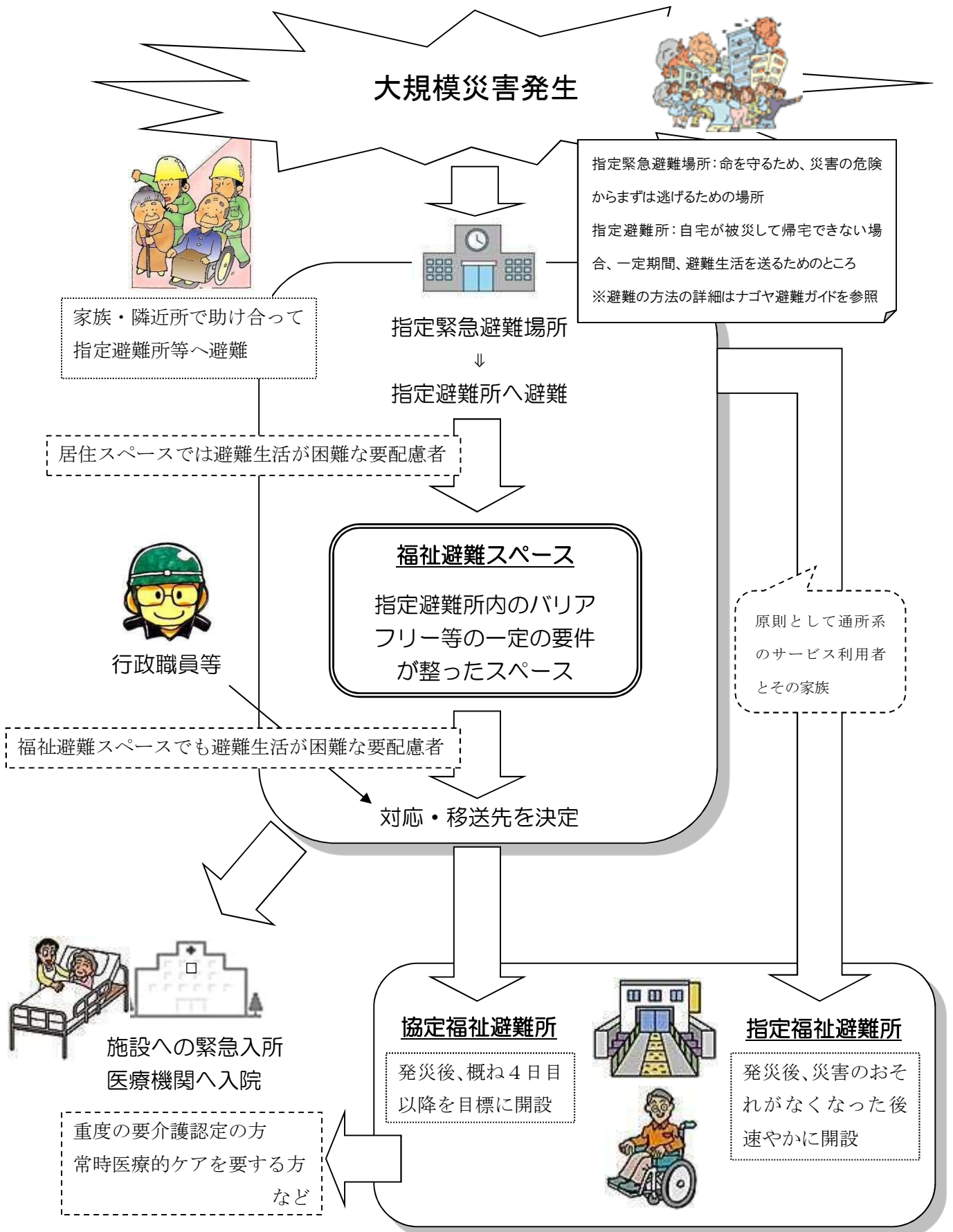
- ① 福祉避難所の設置、維持及び管理【夜間の宿直を含め1人以上の配置】
〔以下は個々の事業所の状況に応じて事前に取り決めます〕
- ② 被災した要配慮者の福祉避難所への移送
- ③ 被災した要配慮者や家族からの相談を受けたり、福祉・保健医療サービスを受けられるよう関係機関への連絡調整（要配慮者を概ね10人受け入れ、相談員を1人配置した場合に限る）
- ④ 食事の提供や生活必需品の支給

災害救助法が適用され、法による救助とみなされるものにかかる費用については、全額を市が負担します。

福祉避難所制度の主な相違点

名 称	指定福祉避難所	協定福祉避難所
対 象 者	原則として高齢者及び障害者の通所施設のサービス利用者とその家族	発災後に一般の避難所において行政職員が振り分けをした要配慮者とその家族
開 設 の タイミ ング	発災後、災害のおそれなくなり、警報等が解除された時点で速やかに開設	発災後、4 日目以降を目標
避 難 方 法	在宅避難ができない場合や危険が迫っている場合は最寄りの指定緊急避難場所へ避難し、災害のおそれなくなった後、速やかに避難	まずは一般の避難所へ避難し、そこで行政職員が福祉避難所の対象者を振り分けした後、福祉避難所へ移送
避 難 支 援	発災後、行政からの依頼を待つことなく、施設は安否確認及び避難支援を行う	発災後、行政から依頼があった場合に、施設は可能な範囲で移送に協力
物 資 の 備 蓄	原則として食糧、水等の 3 日分を施設にて予め備蓄 (補助制度を令和 4 年度より開始)	4 日目以降の開設のため、開設に併せて行政が運び入れる (福祉避難所には備蓄しない)
公 表 ・ 公 示	名古屋市地域防災計画に掲載するが、広く公表はしない 施設名、所在地、受入れ対象者を公示	名古屋市地域防災計画に掲載するが、広く公表はしない
費 用	災害救助法による救助とみなされるものにかかる費用について全額を市が負担	同左

要配慮者の避難支援のイメージ



障害者支援施設等及び障害児通所支援事業所等の 「災害時情報共有システム」への登録に関するお願い

令和3年度から厚生労働省にて運用を開始している「障害者支援施設等災害時情報共有システム」（以下「災害時情報共有システム」という。）は、主に災害発生時の被害状況等の把握・共有を目的として活用されております。そのため、被害状況を踏まえた支援を実施するためにも、システム上へ各事業所の緊急連絡先等の情報を登録する必要であることから、災害時情報共有システムへの登録に必要な事業所情報をご回答頂きますようご協力をお願いいたします。

1 回答対象事業所

名古屋市にある全ての障害福祉サービス等事業所及び障害児通所支援事業所等

※ すでに災害時情報共有システムの登録について回答いただいている事業所を除く。

2 回答方法

① ウェルネットなごやから「災害時情報共有システム登録様式」をダウンロードし入手

② 「災害時情報共有システム登録様式」に必要事項を記入

③ 「災害時情報共有システム登録様式」を以下のアドレスまでお送りください。

提出先メールアドレス：a2560-01@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

※ 複数の事業所を運営されている法人におかれましては、法人でまとめて回答いただいてもかまいません。

※ 提出の際のファイル名は「【法人名】災害時情報共有システム登録様式」としてください。

3 システムへの登録について

様式により回答いただいた情報をもとに、名古屋市で一括して災害時情報共有システムへの登録を行います。

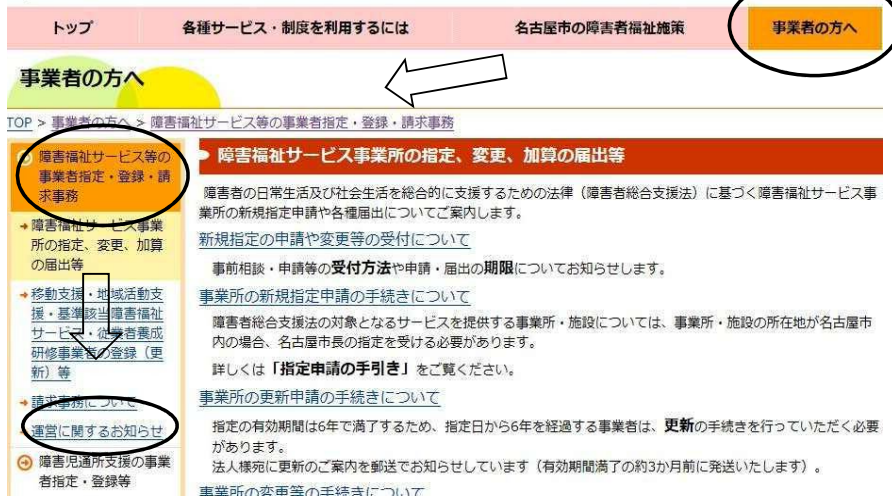
各事業所から直接システムへの登録は行えませんのでご了承ください。

また、登録まで時間を要する場合がございますのでご了承ください。

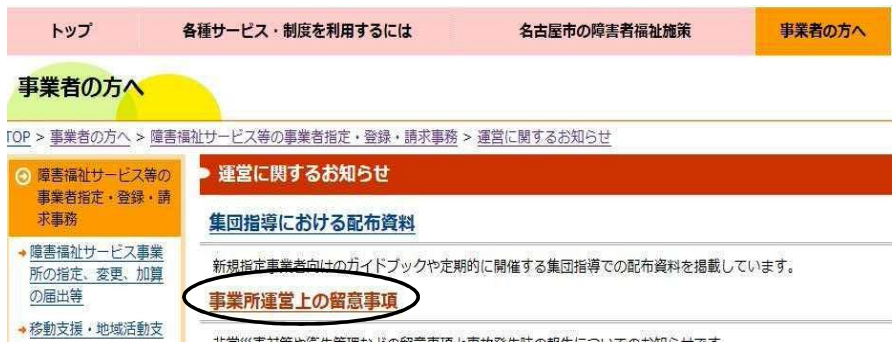
(障害者支援課推進係 TEL972-2558)

【ウェルネットなごや該当ページへのアクセス手順】

- 手順① ウェルネットなごやのトップページ「事業者の方へ」をクリックする。
- 手順② 「障害福祉サービス等の事業者指定・登録・請求事務等」をクリックする。
- 手順③ 「運営に関するお知らせ」をクリックする。



手順④ 「事業所運営上の留意事項」をクリックする。



手順⑤ 「防火・防災・防犯対策」をクリックし、ページの下の方へスクロールする。



- 手順⑥ 利用者の安否確認
→ 「様式1 安否確認結果報告書」
- 手順⑦ 障害者支援施設(入所)・共同生活援助・短期入所・療養介護施設の被害状況
→ 「報告様式」
- 手順⑧ 障害者支援施設等及び障害児通所支援事業所等の「災害時情報共有システム」への登録について→ 「災害時情報共有システム登録様式」



~♡人にやさしい街づくりの推進に関する条例~

**特定施設を建築する場合は
特定施設整備計画届出書の提出が必要です。**

愛知県の「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」では、特定施設の新築等（増築、改築、用途変更を含む）をする際に、特定施設整備計画届出書の提出と整備基準の遵守が義務づけられています。

■ 特定施設とは？

多数の者が利用する施設として規則で定めるものです。

たとえば…

- 病院や診療所
- 老人ホームやデイサービス
- 物品販売店舗
- 飲食店や喫茶店
- 美容院やクリーニング取次店などサービス業を営む店舗
※住宅に併設する場合も同様です。
- 学校
などは規模に関係なく、
- 共同住宅は
床面積2,000㎡以上又は50戸超
- 工場や事務所などは2,000㎡以上
で届出が必要です。

■ 整備基準とは？

不特定かつ多数の者や主に高齢の方や障害のある方が、施設を円滑に利用できるよう整備する基準です。

たとえば…

- **アプローチ**
高低差のある場合は緩やかなスロープ等を設けましょう。



- **出入口**
建物の主な出入口は段差を設けず、車いすを利用する方も円滑に利用できるようにしましょう。



その他階段やエレベーターなどに様々な整備基準があります。

特定施設整備計画届出書の未提出及び整備基準が遵守されていない場合は、条例違反となります。人にやさしい街づくりの推進にご協力をお願いします。

名古屋市住宅都市局建築指導部建築審査課建築審査係
TEL 052-972-2929・2930 FAX 052-972-4159

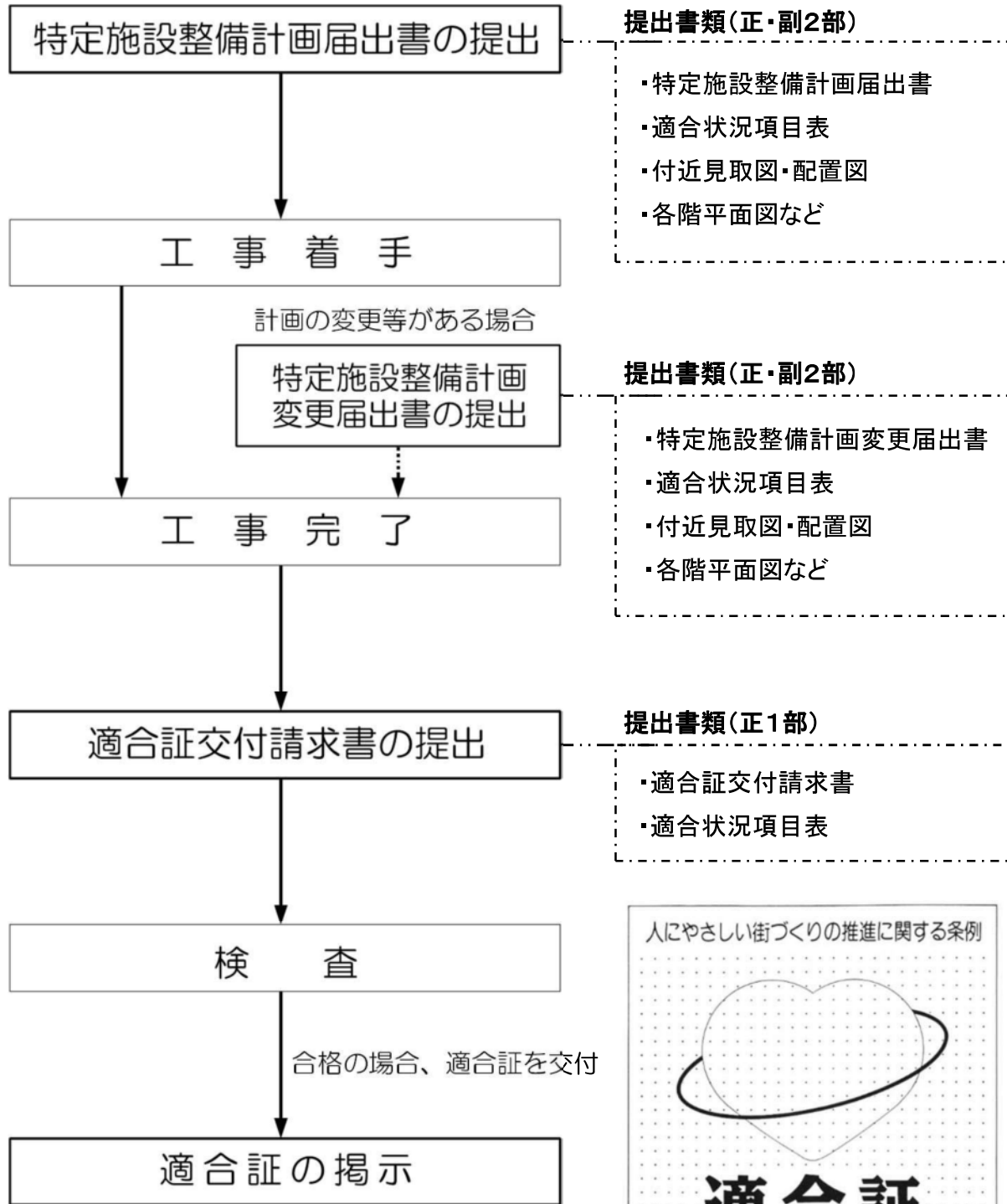
HP <http://www.city.nagoya.jp/jigyousei/category/39-6-3-10-3-0-0-0-0-0-0-0.html>



手続きの流れは裏面へ⇒

人にやさしい街づくりの推進に関する条例 手続きの流れ

工事着手の30日前までに提出してください。

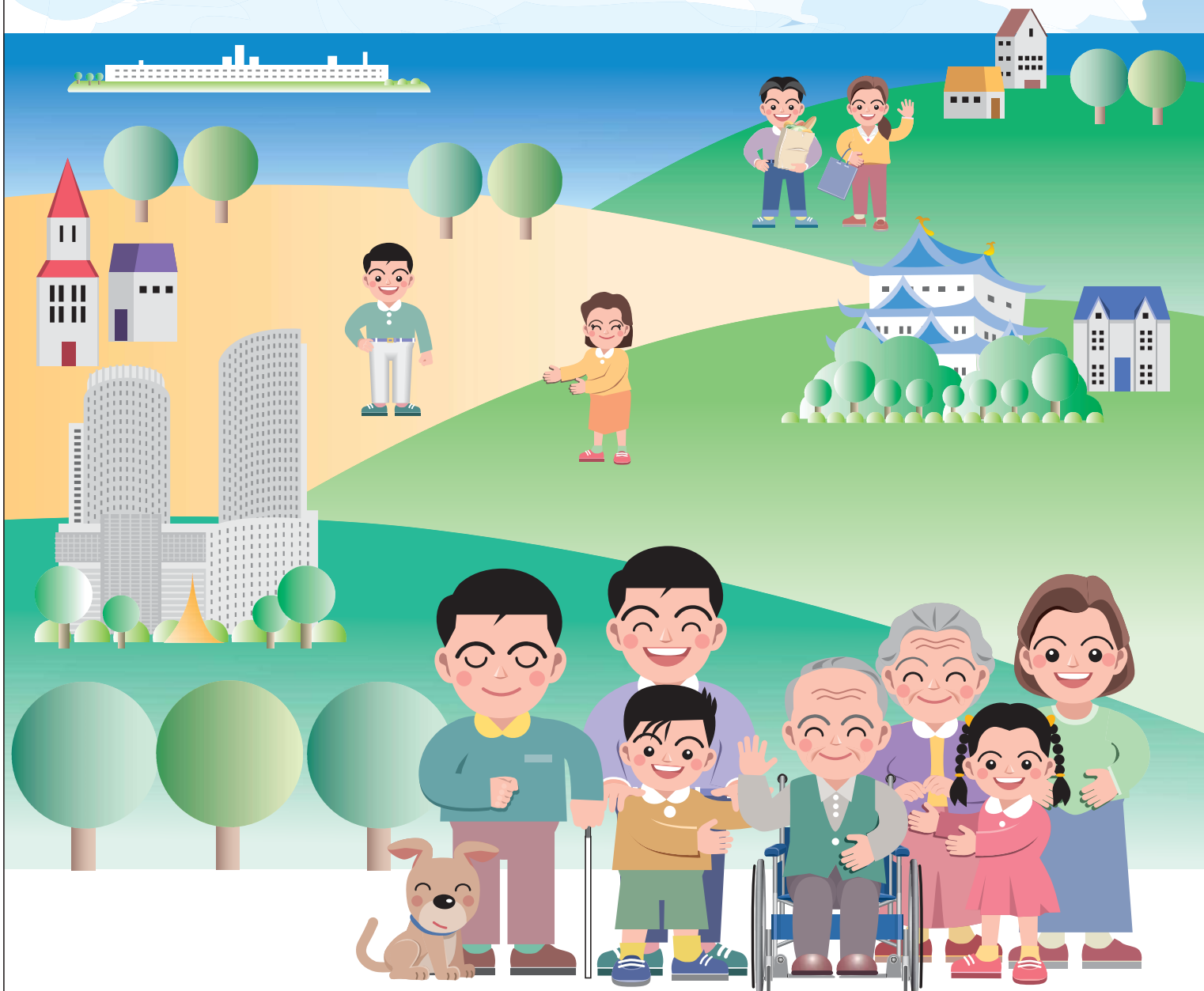


適合証を建物の見えやすい位置に掲示してください。



「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」の あらまし

～すべての人があらゆる施設を円滑に利用できるようにするために～



「人にやさしい街づくり」って？

すべての県民が個人として尊重され、あらゆる分野の活動に参加する機会を得るためには、高齢の方や障害のある方を含む誰もがあらゆる施設を円滑に利用できるようにすることが大切です。

「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」は、そのための取り組みを進めていくために定められています。

基本方針

人にやさしい街を実現するために…

- ・すべての県民が円滑に利用できるよう建築物等の整備を促進します。
- ・すべての県民が自らの意思で円滑に移動できるよう道路、公共交通機関の施設等の整備を推進します。

「人にやさしい街づくり」を推進するための役割

県民は？…

人にやさしい心を育む

人にやさしい街づくりへの理解を深め、やさしい心を育むとともに、人にやさしい街づくりにご協力をお願いします。

やさしい心ってどんなこと？

たとえば…

視覚障害者誘導用ブロックの上に、自転車などの障害物を置かないようにしましょう

こんな所に
自転車が置いて
あったら
危ないよね！



市町村は？…

人にやさしい街を 計画的に実現する

地域の街づくりの主要な担い手として、地域の実情に応じた施策と計画に基づき、人にやさしい公共施設の整備などを行って、人にやさしい街の実現を図ります。

事業者は？…

人にやさしい施設をつくり、 やさしいサービスを提供する

誰もが円滑に利用することができるよう施設の整備を進め、その機能を維持するとともに、人にやさしいサービスを提供するよう、人にやさしい街づくりにご協力をお願いします。

やさしいサービスって どんなこと？

たとえば…

視覚障害のある方に分かるように、点字による施設のガイドマップを用意しましょう



県は？… 人にやさしい施策を実行する

人にやさしい街の実現のため、総合的な施策をつくり、県民、事業者、市町村と協力して実行します。また、人にやさしい街づくりに関する広報活動、啓発活動等を進めます。

人にやさしい整備が求められる施設(特定施設)

多数の方が利用する施設を「特定施設」と呼び、敷地内の通路や廊下、階段、便所などについて整備基準が定められています。

■特定施設の種類

【特殊建築物】

- ・ 学校等
 - ・ 博物館、美術館、図書館
 - ・ 体育館、ボウリング場、水泳場などのスポーツ施設、遊技場
 - ・ 病院、診療所、施術所
 - ・ 社会福祉施設
 - ・ 劇場、映画館、演芸場、観覧場
 - ・ 公会堂、集会場
 - ・ 展示場
 - ・ 百貨店、マーケットなどの店舗
 - ・ 飲食店、喫茶店
 - ・ 理髪店、クリーニング取次店
 - ・ 公衆浴場
 - ・ ホテル、旅館
- ・ 50戸超又は2,000m²以上の共同住宅
- ・ 2,000m²以上の工場

【事務所】

- ・ 国、県、市町村などの事務所
- ・ 銀行その他の金融機関の事務所
- ・ 2,000m²以上の事務所

【公衆便所】

【地下街等】

【道路】

【公園、緑地等】

【旅客施設】

- ・ 鉄道の駅、軌道の停留場、バスターミナル、港旅客施設、空港

【駐車場】

【50戸以上の1団地の住宅施設等】

■主な整備項目

- * 敷地内の通路、廊下、歩道、園路
- * 出入口
- * 階段
- * エレベーター
- * 便所
- * 駐車場
- * 案内表示
- * 客席
- * 浴室
- * 客室

など

※100m²以下の特殊建築物については、

- * 敷地内の通路
- * 建築物の出入口が整備対象となります。

整備基準

整備基準は、特定施設を不特定多数の方や高齢の方、障害のある方などが円滑に利用できるようにするために必要な構造及び設備に関する基準として定められたものです。

整備基準には、最低限の基準である「義務の基準」と、より円滑に利用できるようにするための基準である「努力義務の基準」があります。

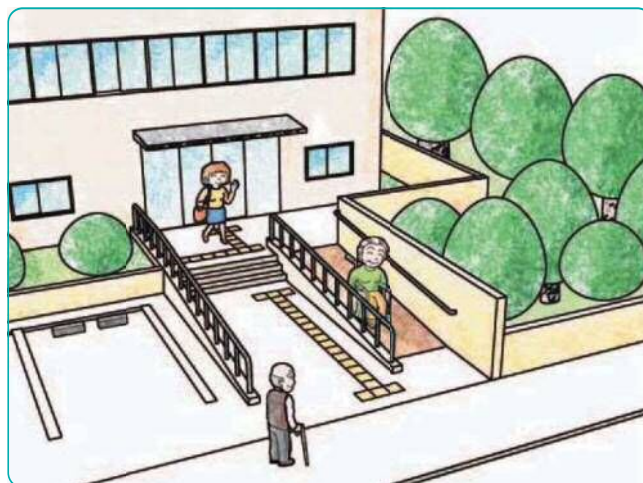
●建築物の整備基準●

■敷地内の通路、廊下等

道路や駐車場から建物の玄関に通じる通路及び廊下は、高齢の方や車いす使用者も安心して通行できるよう、段を設けないようにしましょう。また、人と車いすのすれ違いができる幅にしましょう。

主な整備基準

- 敷地内通路の有効幅員 1.4m以上
(スロープを設ける場合の勾配 1/15以下)
- 廊下の有効幅員 1.4m以上
(スロープを設ける場合の勾配 1/12以下)

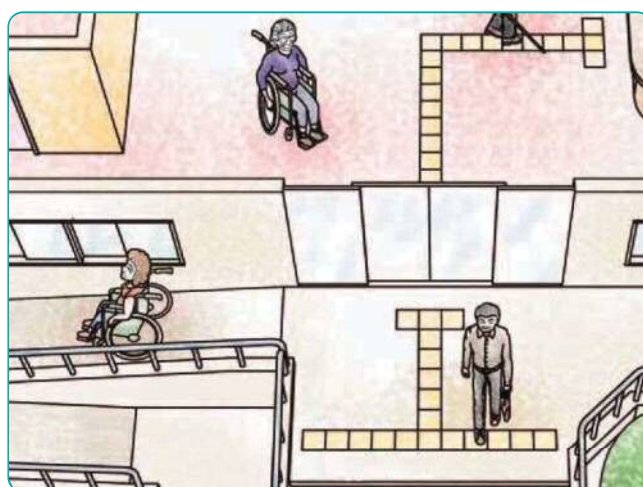


■出入口

出入口は、段を設けず、車いす使用者が通過できる幅を確保しましょう。また、ドアは自動ドアや引き戸など、円滑に利用できるようにしましょう。

主な整備基準

- 玄関出入口の有効幅員 90cm以上
- 他の出入口の有効幅員 80cm以上
- 戸の構造は、自動ドアなど開きやすいものとする。



■100㎡以下の特殊建築物

100㎡以下の特殊建築物については、高齢の方や車いす使用者が円滑に通ることができるよう、通路と出入口の幅を確保しましょう。

【より円滑に利用するために】

- 小規模な施設でも、便所には、車いす使用者などが利用しやすいブースを設けるよう努力しましょう。



■階段

階段は、転倒や転落の危険がないよう、表面を滑りにくくし、手すりを設けましょう。

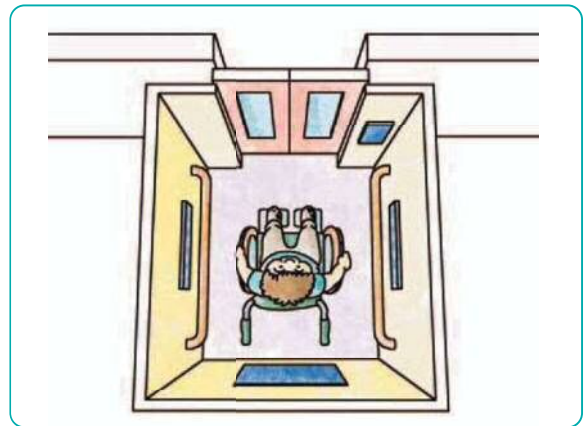
■エレベーター

大規模な施設には、エレベーターを設け、高齢の方や障害のある方が容易に上下階へ移動できるようにしましょう。

また、それぞれの障害に配慮した操作ボタンや音声案内、電光表示などの案内表示設備を設けましょう。

主な整備基準

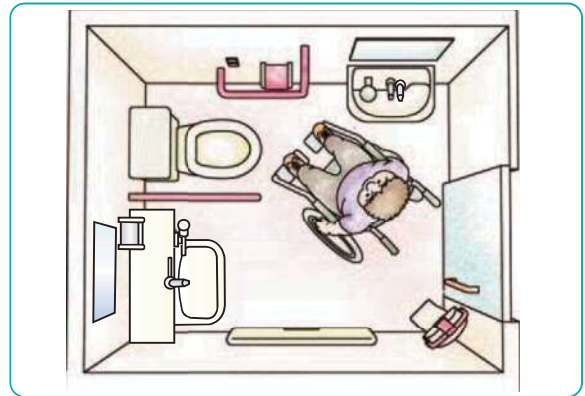
- かごの奥行 内法 1.35m以上
- かごの出入口の有効幅員 80cm以上



■便所

便所は、洋式便器と手すりを1つ以上設けましょう。また、男子用便所の出入口近くの小便器は、床置き式として手すりを設けましょう。

大規模な施設には、車いす使用者が利用しやすいブースを設けるとともに、乳幼児用いす、乳幼児用ベッド、オストメイトのための設備を設けましょう。

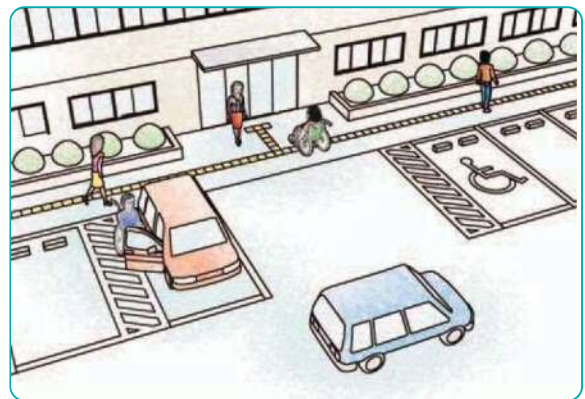


■駐車場

大規模な施設には、車いす使用者等が円滑に利用できるよう、建物の入口の近くに車いす使用者用駐車スペースを設けましょう

主な整備基準

- 車いす使用者用駐車スペースの幅員 3.5m以上



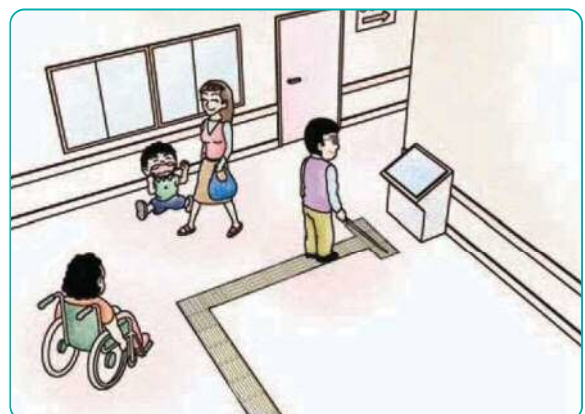
■案内表示

案内表示は、高齢の方や障害のある方にもわかりやすく適切に行いましょう。

大規模な施設には、視覚障害のある方が安全に通れるよう、道路から受付までの経路に、視覚障害者誘導用ブロックか、音声による誘導装置を設けましょう。

■客席・浴室・客室

客席や浴室、客室は、車いす使用者などに配慮しましょう。

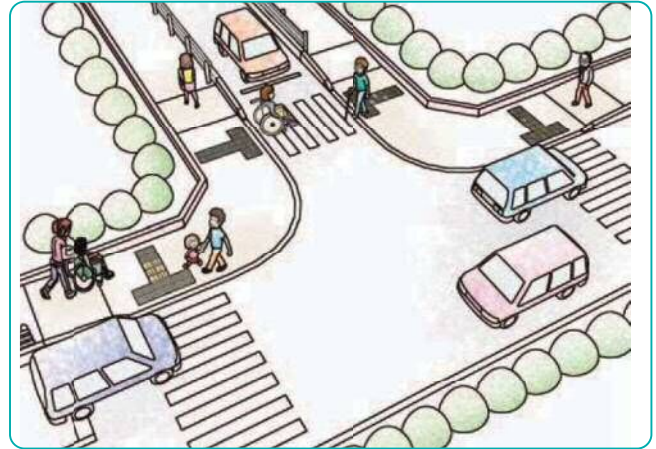


●道路の整備基準●

高齢の方や障害のある方を含むすべての歩行者が円滑に通行できるよう、段や障害物を設けないようにしましょう。

主な整備基準

- 歩道の有効幅員 2m以上
- 自転車歩行者道の有効幅員 3m以上



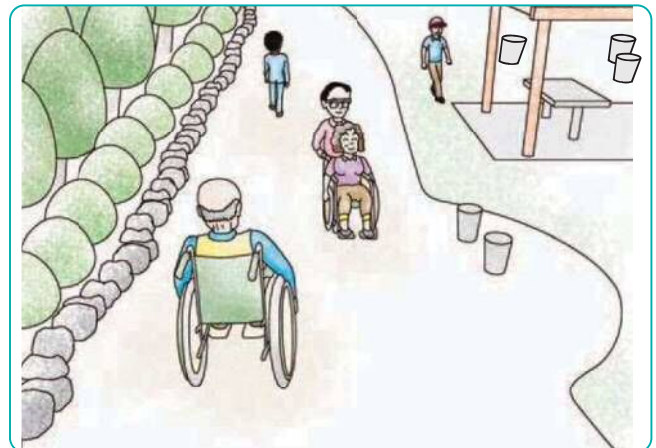
●公園、緑地等の整備基準●

高齢の方や障害のある方などが、公園や緑地を円滑に利用することができるよう、園路や便所を整備しましょう。

大規模な公園の便所には、車いす使用者が利用しやすいブースを設けましょう。

主な整備基準

- 主要な園路の有効幅員 1.4m以上
- 出入口の有効幅員 1.2m以上
車止めの柵を設けた出入口の有効幅員 0.9m以上



●旅客施設の整備基準●

高齢の方や障害のある方などが、円滑に移動することができるよう、整備しましょう。

●県が取り組む主な事業●

●人にやさしい街づくり賞

人にやさしい街づくりに寄与している、誰にでも使いやすい建築物（「もの」）や、高齢の方や障害のある方が気軽に外出できるための支援（「活動」）などを表彰しています。

●人にやさしい街づくり地域セミナー

「人にやさしい街づくり」をテーマに、地域の特性を反映したセミナーを、市町村と共催で開催しています。

施設整備に関する手続き

■「特定施設整備計画届出書」による届出

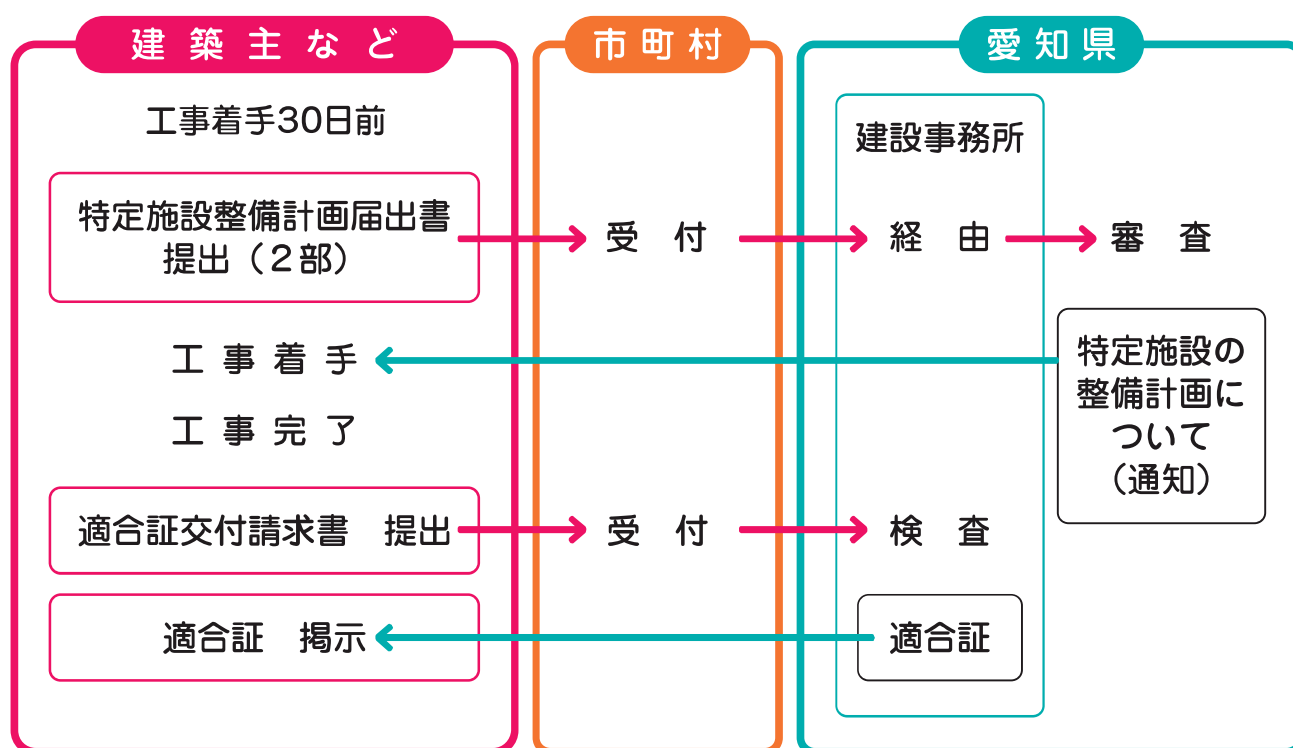
特定施設の新築等工事に着工する日の30日前までに、整備基準に適合させるための計画を、「特定施設整備計画届出書」で届け出す必要があります。

特定施設整備計画届出書、適合状況項目表、付近見取図、配置図、平面図、その他整備基準に係る整備計画を明示した図書を2部(正・副)提出してください。

■適合証の交付

特定施設を円滑に利用できるように整備したときは、適合証の交付を受けることができます。適合証交付請求書と適合状況項目表を1部提出してください。

■主な手続きの流れ



※名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、春日井市及び豊田市にあっては、それぞれの市にお問い合わせください。

施設整備に関する努力義務

- 高齢の方や障害のある方などから、整備基準に適合させるための方法などについて、意見を聴きましょう。
- 既にある特定施設は、整備基準に適合させるようにしましょう。
- 整備基準に適合させたときは、その構造や設備の機能を維持しましょう。

GO! GO! HACCP!!

ゴー ゴー ハ サ ッ プ

～HACCPに沿った衛生管理が制度化されました～

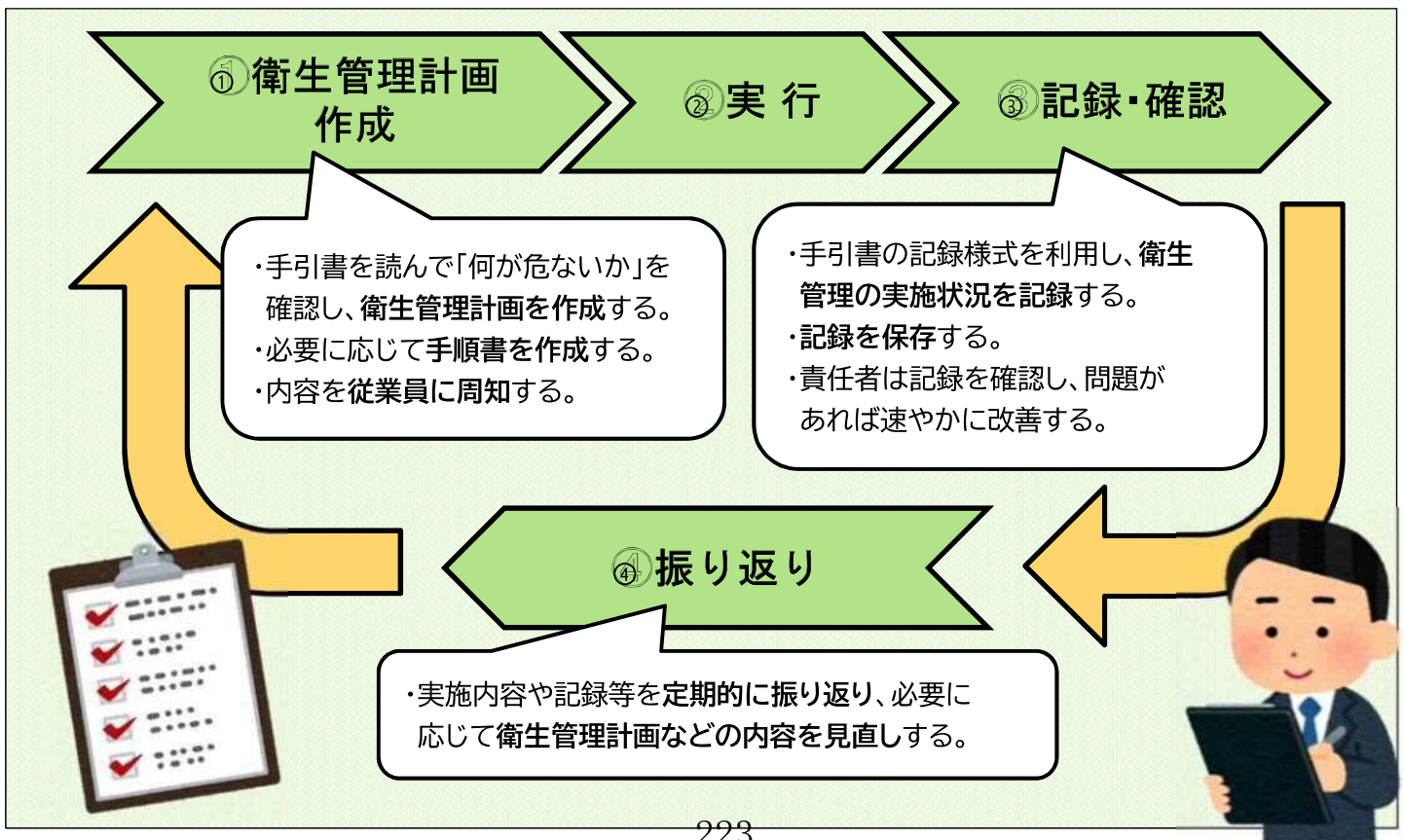
HACCPに沿った衛生管理について

改正食品衛生法が施行され、原則として**全ての食品等事業者が、その規模や形態等に応じて、次のいずれかの取組みが求められることとなりました。**

HACCPに基づく衛生管理	HACCPの考え方を取り入れた衛生管理
<p>HACCP 7原則に基づき、使用する原材料や製造方法等に応じた計画を作成し、適切な管理・記録を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大規模事業者等 ・複合型そうざい製造業の事業者 ・複合型冷凍食品製造業の事業者 ・と畜業者 など 	<p>各業界団体が作成する手引書を参考に、一般衛生管理を基本とした計画を作成し、チェックリストに記録する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小規模事業者等 ・飲食店、給食施設 ・そうざい・弁当の製造施設 など

HACCPの考え方を取り入れた衛生管理とは？

現在取り組んでいる衛生管理を『見える化』することです。



業種別手引書を活用しましょう

手引書は「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理」の取り組みに対応するために、業界団体が作成したものです。自分の業種に合った手引書を参考にしてください。

◎食品に潜む危害要因(人の健康に害を及ぼす原因)を知りましょう

3つの危害要因

1 微生物

細菌
 [腸管出血性大腸菌
 サルモネラ属菌
 カンピロバクター 等]

ウイルス
 [ノロウイルス 等]

寄生虫
 [アニサキス、クドア 等]



2 化学物質

洗剤・消毒剤
 殺虫剤
 ヒスタミン
 自然毒
 [ふく毒・きのこ毒 等]



3 硬質異物

金属片・ネジ
 ガラス片
 プラスチック片
 石 等





※手引書には、業種に応じた危害要因とそれを効果的に防除する方法が記載されています。

◎手引書の作成例を参考に、衛生管理計画と記録表を作成しましょう

衛生管理計画で決めておく項目例

一般衛生管理

取扱全般において基本となる管理

- 原材料受入
- 器具の衛生管理
- 交差汚染防止対策
- 従業員の健康管理 等

「いつ」、「どのような方法で」、「問題があった時どうするか」を決めておきます

+

重要管理

調理・製造・加工・販売等で注意すべき管理

- 加熱・冷却
- 冷蔵・冷凍保管
- 殺菌
- 異物混入対策 等

調理、製造等の工程に応じた確認方法を決めておきます

(水産物卸売業・一般衛生管理)

記録表の作成例

(小規模な煮豆製造業・重要管理)

衛生管理の実施記録 (例)										2019年 10月	
実施日	品名	原料			調理			包装			担当者
		検出	検査	検出	検出	検出	検出	検出	検出		
1日	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	10/1 20:00 検出された
2日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
3日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
5日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
6日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

重点管理の実施記録							(真空パック等の殺菌温度、殺菌時間の確認)		責任者	
月/日	製品名	加熱殺菌		冷蔵殺菌		常温殺菌		担当者	特記事項	
		(温度)	(時間)	(温度)	(時間)	(温度)	(時間)			
平成31年 3月										
3/1	白花生	121℃	4分	5℃	65分	5℃	60分	横口		
3/2	白花生	121℃	4分	5℃	65分	5℃	60分	横口		
3/3	金時豆	121℃	4分	5℃	5分	5℃	60分	横口	3月3日 午前10時 金時豆の加熱温度が...	
3/4	煮豆	121℃	4分	5℃	65分	5℃	60分	横口		
3/5	金時豆	121℃	4分	5℃	5分	5℃	60分	横口		
3/6	白花生	121℃	4分	5℃	65分	5℃	60分	横口		
3/7	煮豆	121℃	4分	5℃	65分	5℃	60分	横口		

衛生管理計画で定めた項目について毎日記録します

HACCPの考え方を取り入れた衛生管理のための手引書 - 厚生労働省

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000179028_00003.html

HACCP 手引書

検索



手引書は厚生労働省HPからダウンロードできます



居酒屋など飲食店を利用する方へ

カンピロバクター食中毒 って知ってる??

カンピロバクターとは？



写真:名古屋市衛生研究所

- ・鶏や牛などの腸内に存在する細菌です。
- ・感染すると1～7日で腹痛・下痢・発熱などを発症します。
- ・また、数週間後に合併症として**ギラン・バレー症候群**を発症することがあります。

詳しい情報は、名古屋市
公式ウェブサイトへ ⇒



多くのカンピロバクター食中毒の事例で
生又は加熱不十分な鶏肉料理が提供されていました！

食中毒予防のポイント

飲食店では、

**生又は加熱不十分な鶏肉料理は
食べないようにしましょう！**



刺身、しもふり、たたき



中心部まで加熱された料理

ギラン・バレー症候群について

ギラン・バレー症候群とは？

カンピロバクターに感染した数週間後に合併症として発症することがあります。手足の麻痺から始まり、顔面神経麻痺、歩行困難、嚥下障害、重度なものでは呼吸困難を引き起こします。

ギラン・バレー症候群を発症した事例

親子で飲食店を利用し、鶏のたたきを食べカンピロバクター食中毒になりました。子どもは快復しましたが、父親はギラン・バレー症候群を発症し、四肢の麻痺により日常生活に介助を要する状態となり、後遺障害1級と認定されました。

自分の身を守るために...

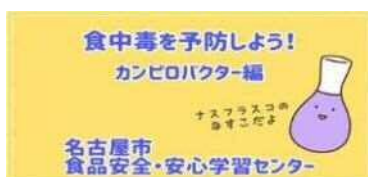
飲食店では、中心部まで十分に加熱した鶏肉料理を選びましょう！



「新鮮だから生で食べられる」、
「肉の表面を加熱すれば大丈夫」は

間違い！

カンピロバクター食中毒の
特徴・予防ポイントを動画で紹介！



「まるはっちゅ〜ぶ 3ch」
にて公開中!!

視聴は
こちらから



アンケートにご協力をお願いします！

このリーフレットの内容について
ご意見やご感想をお寄せください。
右下の二次元コードから
回答ができます。

回答はコチラから



食中毒とは

一般に食中毒とは、有害な微生物(細菌、ウイルス)によって汚染された食品や、自然毒(有毒植物、ふぐ毒など)や寄生虫などを含んだ食品を食べた場合に起こる、急性の健康障害です。食中毒の主な症状として、下痢、腹痛、嘔吐および発熱などがあります。

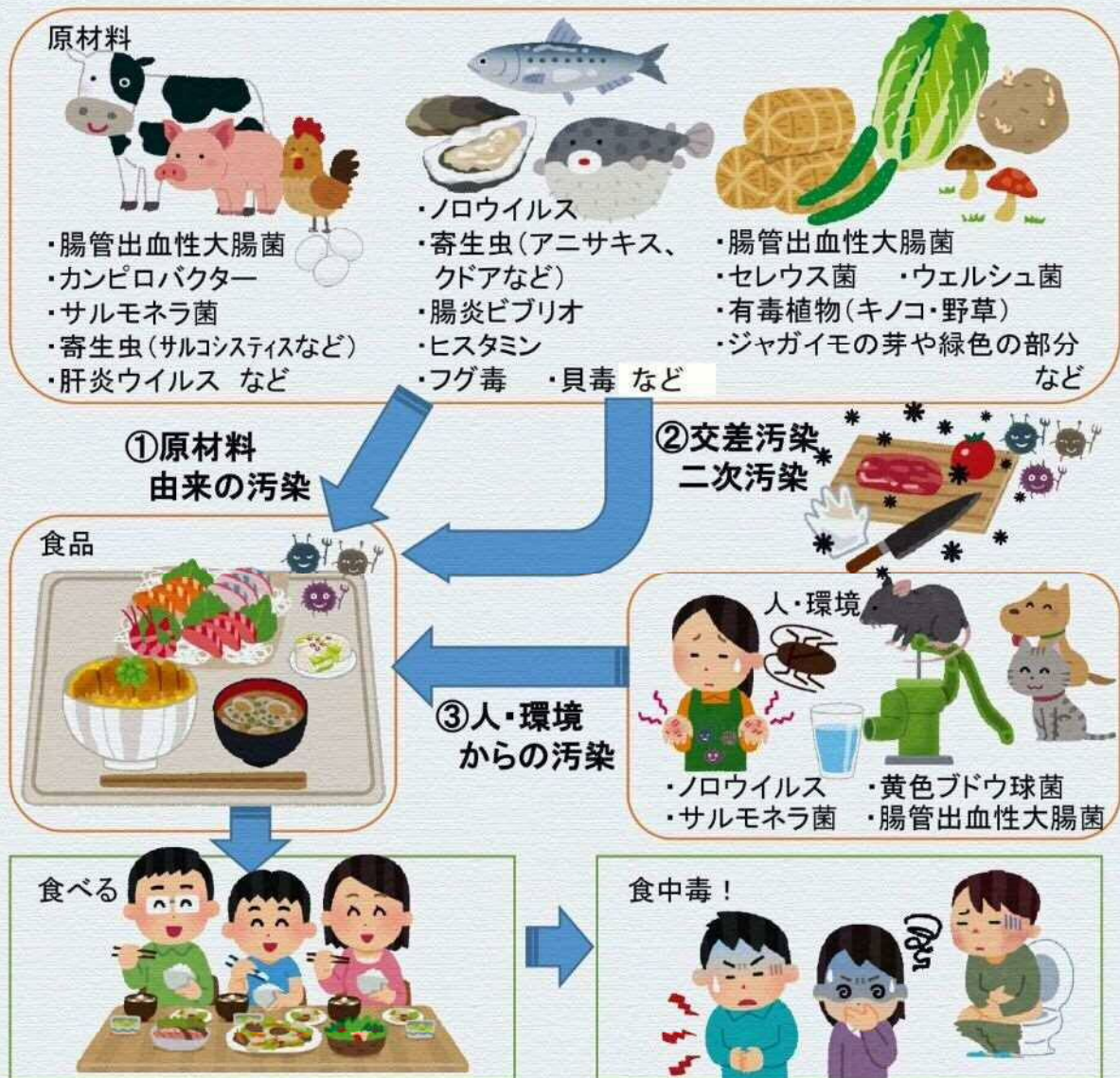
どうして食中毒は起きるの?

国内で発生する食中毒の多くは、有害な微生物が原因です。

有害な微生物には、食品の中で増えて食中毒を起こすもののほか、少量の微生物が食品に付いているだけで食中毒を起こすもの、通常の加熱調理では死滅しないものなどがあります。有害な微生物は、原材料に付着していたり、人や環境から食品を汚染することにより、食中毒を起こします。

通常、微生物は非常に小さく、目に見えないばかりか、食品のにおいや色などを変化させない場合が多く、有害な微生物に汚染された食品とは気づくことができません。

食中毒の感染経路



食中毒予防の3原則

次の3つの原則が、食中毒を防ぐための基本になります。

微生物をつけない 人・食品・器具の清潔保持

微生物を増やさない 調理は迅速に冷蔵保存

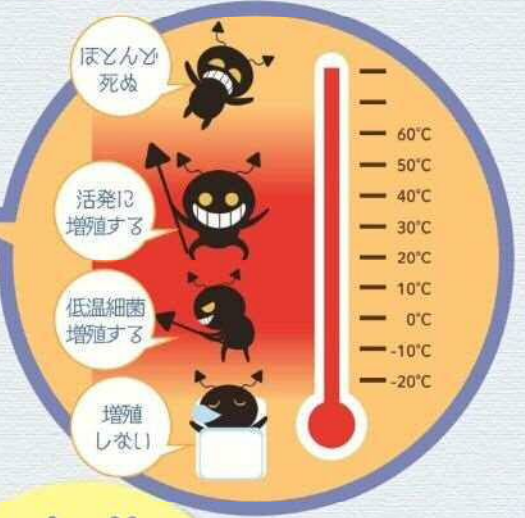
微生物をやっつける 十分な加熱調理

微生物が増えるための3つの条件

※微生物の中には、ノロウイルスのように食品中で増殖しないものもあります。

温度

多くの微生物は20～50℃で活発に増殖します。なかには10℃以下の低温で増殖するものもあります。



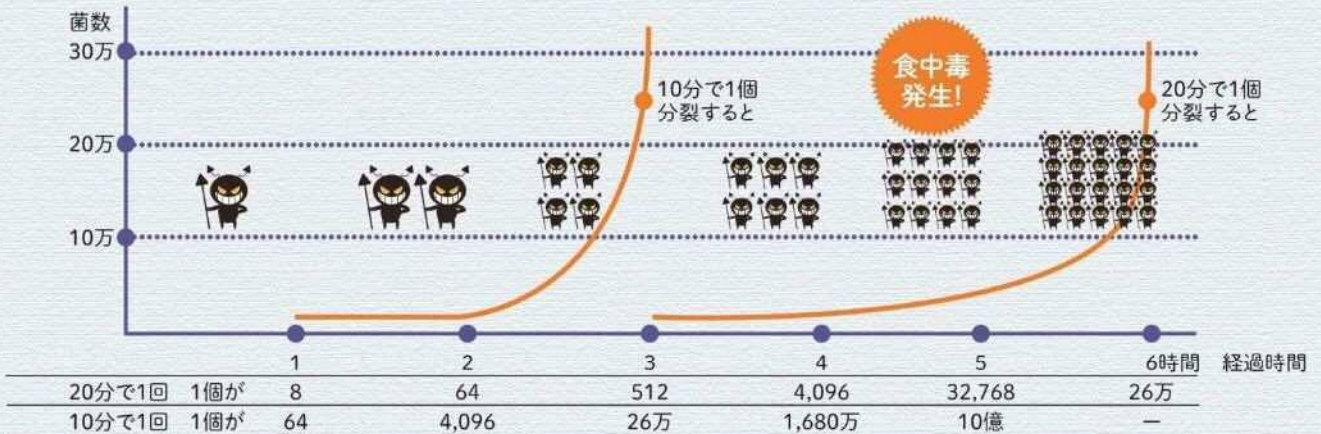
栄養分

食品中には栄養分がいっぱい。適度な水分や温度があれば増殖を始めます。

水分

微生物が増殖するには水分が必要。したがって、乾燥した食品や塩分・糖分の濃度が高い食品は微生物が増殖しにくい食品といえます。

3つの条件がそろくと



衛生管理のポイント



原材料の受け入れ時の確認

原材料が腐敗しているもの、包装が破れているもの、消費期限が過ぎているもの、保存方法が守られていないものなどは、有害な微生物が増殖している可能性があります。



POINT 原材料を受け入れる際には、外観やにおい、包装の状態、表示（期限表示、保存方法など）、冷蔵・冷凍品の温度などを確認しましょう。

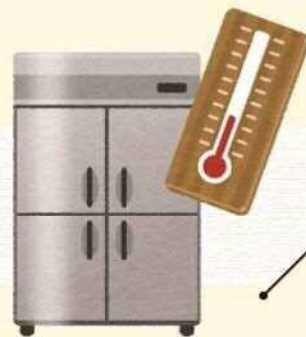


冷蔵庫・冷凍庫の温度確認

食品の温度管理が悪いと、有害な微生物が増殖したり、食品の品質が劣化する可能性があります。



POINT 定期的に温度計で、冷蔵庫・冷凍庫の温度（冷蔵：10℃以下、冷凍：-15℃以下）を確認しましょう。

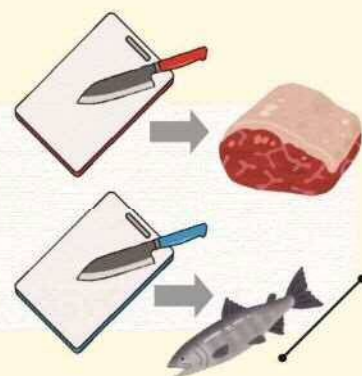


交差汚染・二次汚染の防止

食品の保存や調理の際に、生の肉や魚などから他の食品に有害な微生物の汚染が広がる可能性があります。



POINT 食品を冷蔵庫内で保存する際には、原材料の種類ごとに分け、蓋つきの容器などで保存しましょう。まな板や包丁などの調理器具は肉や魚、野菜など用途別に使い分け、使用の都度十分に洗浄・消毒しましょう。



調理器具などの洗浄・消毒

調理器具などに汚れが残っていると、他の食品に有害な微生物の汚染が広がる可能性があります。



POINT 使用の都度、まな板や包丁、ボウルなどの調理器具は十分に洗浄・消毒しましょう(p7参照)。





トイレの洗浄・消毒

トイレはさまざまな有害な微生物に汚染される危険性が高く、人の手や作業着などを介して、食品を汚染する可能性があります。



業務終了後などに、トイレの便座や水洗レバー、手すり、ドアノブなどを中心に、十分に洗浄・消毒しましょう。



従業員の健康管理、衛生的作業着の着用など

調理従事者に下痢などの症状がある状態や、手指に切り傷がある状態、汚れた作業着や装飾品を着けた状態で調理を行うと、食品が有害な微生物に汚染される可能性があります。



始業前などには、従業員の体調(下痢、嘔吐、発熱など)、手指の傷、身だしなみなどを確認しましょう。



衛生的な手洗いの実施

手には目に見えない有害な微生物が付着していることがあり、手から食品を汚染する可能性があります。



トイレの後や調理施設に入る前、盛り付けの前、作業内容を変更した時、生の肉や魚などを扱った後、金銭に触った後、清掃を行った後などは、十分に手を洗いましょう(p6参照)。



食品の適切な加熱、冷却などの管理

微生物が増殖しやすい温度帯(特に20~50°Cで活発に増殖)に食品を長時間置くと、食品中の有害な微生物が増殖します。



加熱調理を行う際には中心部まで十分に加熱(75°C・1分以上)するとともに、冷却する場合は速やかに温度を下げましょう。調理後の食品は速やかに提供するか、10°C以下または65°C以上で保存しましょう。



効果的な洗浄・消毒方法

手指



- 調理作業開始前やトイレに行った後などは、**2**から**8**までを2回繰り返しましょう。
- 手洗い後に、アルコールスプレーや逆性石けんで消毒を行いましょう。
- 使い捨て手袋を使う場合は、着用する前に必ず手を洗いましょう。



1
爪を切り、時計・指輪等はずす。
石けん・ペーパータオルを準備する。



2
水で手をぬらし、石けんをつけて
手のひらをよくこする。



3
手の甲を伸ばすようにこする。



4
指先・爪の間を念入りにこする。



5
指の間を洗う。



6
指と手のひらをねじり洗いする。



7
手首も忘れずに洗う。



8
十分に水で流す。



9
ペーパータオルでふきとって、
よく乾かす。

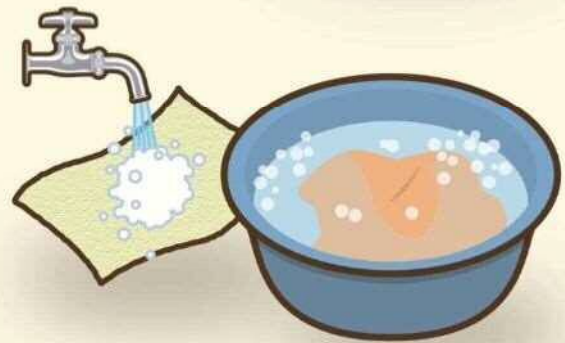
まな板・包丁・へら など

- 1 水道水で水洗いし、目に見える汚れを取り除きます。
- 2 スポンジたわしに洗剤をつけ、泡立ててよく洗浄します。
- 3 流水で十分にすすぎ、洗剤を洗い流します。
- 4 熱湯や次亜塩素酸ナトリウムなどにより消毒します。
- 5 よく乾燥させ、清潔な場所で保管します。



ふきん・タオル など

- 1 水道水で水洗いします。
- 2 洗剤をつけ、泡立ててよく洗浄します。
- 3 流水で十分にすすぎ、洗剤を洗い流します。
- 4 沸騰水で5分間以上の煮沸、または次亜塩素酸ナトリウムで消毒します。
- 5 清潔な場所で乾燥させ、保管します。



次亜塩素酸ナトリウム(消毒液)の作り方

調理器具や設備には次亜塩素酸ナトリウムによる消毒が有効です。



1 ゴム手袋をはめる

2 次亜塩素酸ナトリウムを量る

3 ペットボトルに次亜塩素酸ナトリウムと水を加えて2Lにする
※「消毒液」の表示を忘れずに!

問合せ先：名古屋市保健所食品衛生課
052-972-2646

ウェルシュ菌による食中毒に 注意してください

◇ウェルシュ菌とは？

- ・人や動物の腸管内、土壌、下水等の自然界に広く存在します。
- ・酸素のないところで増殖し、熱に強い芽胞を作ります。
芽胞は100℃で1～6時間加熱しても生き残ります。
- ・食品を介して腸内で増殖し、芽胞を作るときに毒素を産生します。

◇ウェルシュ菌による食中毒の特徴は？

- ・喫食後6～18時間で主に腹痛、下痢等の症状がみられます。
- ・カレーやシチュー、スープ、煮物などが原因食品となることが多いです。
- ・一度に大量の調理を行う給食施設等で特に注意が必要な食中毒です。

◇ウェルシュ菌による食中毒を防ぐには？

- ・菌や芽胞の増殖を防ぐために、調理後はすぐに食べましょう。
- ・加熱調理品の冷却時は小分けするなど、速やかに食品の温度を下げましょう。
- ・再加熱する場合は、かき混ぜながら十分に加熱しましょう。

《ウェルシュ菌の増え方（カレーの例）》

